議会基本条例策定代表者会議

〇平成26年2月24日(月曜日)

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員

副 座 長 宮 下 誠 議員

中 山 克 己 議員

鈴木成夫議員

片 山 薫 議員

渡 辺 ふき子 議員

斎 藤 康 夫 議員

水 上 洋 志 議員

板 倉 真 也 議員

欠席議員 0名

湯 沢 綾 子 議員

白 井 亨 議員

林 倫子議員

小 林 正 樹 議員

百 瀬 和 浩 議員

五十嵐 京 子 議員

副 議 長 露口哲治議員

事務局職員出席者

議会事務局長 加藤明彦

議事係長 内田雄介

庶務調査係 前 坂 悟 史

議会事務局次長 飯田治子

庶務調査係長 清水伸悟

午後1時04分開会

〇森戸座長 こんにちは。議会基本条例策定代表 者会議を開会いたします。

前回、皆さんから、議論になりました第4条、 それから第4条の第2項、第4項、それから、第 8条、この辺りについて、意見集約用紙で皆さん のお考えをご提案していただいております。

それで、今回、この議論から入っていきたいと 思います。よろしいでしょうか。

まず、第4条第2項です。これは、会派の位置付けという条項なんですが、皆さんの賛否とご意見を頂くと、この座長が提案した案でよいという方が17名の議員会派であります。これではない方がいいという会派の中でも、公明党は、会派の人数にかかわらずとしてはどうかというご意見を頂

いております。

それから、この案でもいいけれどもということで、みんなの党からは、所属議員数にかかわらずという言い方でどうだろうかというご意見も頂いております。

多数は、1人でも多数でもということでも良い のではないかというご意見がありまして、ちょっ と、この結果を見て、皆さんからご意見を頂き、 最終的な結論を出していきたいと思っております。

宮下議員、ちょっと、ある学者の話をお願いします。

○宮下議員 すみません、ちょっと今、資料は用意できていないんですけれども、いろいろ、議会基本条例のことを専門にやっている学者の本などを読みますと、各地でたくさん議会基本条例はで

きているけれども、ちょっと、おかしなと言っては何ですけれども、普通は使わないような言い回しとか、そういう表現をしている条例というのが結構あると。それについては、その人は、それはやむを得ないことなんだと。要するに、意見が分かれている議会の中で、いろいろ議論をしながら一つの条文にまとめるという作業で、どうしてもそうなってしまうんだということで、それはそれで良しとするというか、そういうものなんだという、そういうものがありまして、そんなのをさっき雑談でお話ししていましたら、小金井市もそうね、みたいな、そういうこともご紹介だけさせていただいて、審議していけたらいいかなと思っております。

○五十嵐議員 そういう学者のご意見も聞いていたわけではないんですけれども、私は、1人でも多数でもということで、折衷案として良しと書かせていただきました。ベストの場合は、ない方がいいと思うんですが、あくまで折衷案として。

ここで、公明党の方から、会派の人数にかかわらずとか、みんなの党から、所属議員数にかかわらずという表現が提案されていますけれども、どちらかというと、1人でも多数でもという表現よりは、公明党かみんなの党の言い方の方がまだ落ち着きはいいかなという意見を持ちます。

〇中山議員 今、宮下副座長から一定、ご意見があって、では、小金井市はどうするんですかと聞こうと思ったんですけれども、五十嵐議員からご意見が出たので、自民党としては、賛否で言えば、これは譲歩せざるを得ないかなと思っていまして、全会派と記述してあるのにもかかわらず、1人でも多数でもという表現というのは、非常に幼稚といいますか、とは思っていたんですが、まあ仕方ないかなということで、譲歩する方向では考えております。

〇森戸座長 すみません、冒頭、申し上げるのを 失念しておりまして、本日も副議長がご出席いた だいておりますので、ご紹介させていただきます。 もう失念することしばしばで、大変失礼をして申 し訳ありません。

○鈴木議員 副議長にも出席していただき、感謝 しております。お忙しいところありがとうござい ます。また、そこで、少し離れた立場からアドバ イスを頂ければなと思っておりますので、よろし くお願いいたします。

今、中山議員、五十嵐議員からもお話がありました、「〇」と「×」で分かれると、例えば、自民党と民主党の案は「〇」と「×」という形で分かれるんですが、この意見の内容としては、あまり隔たりがないかなと思っています。今日は、この中で、どういったところで一致点を見いだしていくのかなという話合いなのかなと思っているんですね。やはり、私たちは、この意見で書かせていただいたとおりで、違和感があるままでいいかどうかというところについて、あえて「〇」か「×」かで言えば「×」であるという形でつけさせていただいたということを、ちょっと補足させていただければと思います。

○森戸座長 「×」をつけている方。

○小林議員 「○」か「×」かというと、みんな の党と私たちは違うんですけれども、言っている ことは同じかなと思っています。

座長に案を出していただく前に、こういった案を、本来、導き出せれば良かったのかなと思いますけれども、こういう提案をして何なんですが、皆さんの違和感というところと、五十嵐議員の先ほどのご発言を考えたときに、公明党かみんなの党のどちらかあたりが落としどころになればいいなということだけは表明させていただきます。

○斎藤議員 少数会派に関しては、私が一番こだ わっていたかとは思うんですが、その言葉を、1 人でも多数でもという言い方にしますと、これに 関しては、ちょっと条例文としてあまりふさわし くないのではないかということで、オール・オ ア・ナッシングということで「×」にしてしまったんですが、みんなの党の、所属議員数にかかわらずという言葉に皆さんが変えていただけるということであれば、私は、その案が一番いいかなと考えております。

〇森戸座長 ありがとうございます。

前回、何か提案をしないとまとまっていかないなということの、一つの案として、幼稚なんですけれども出させていただいたという形なんです。ただ、やはり、そのことで皆さんから新たな提案を、時間をかけて考えていただいているというのもあって、もしご意見を頂いて、私も、この案にはこだわっていないし、より良い条例になるものでまとまればいいのかなと思っております。

いかがでしょうか。

○片山議員 私は、本来は、最初にあったB案の 方を推していたわけなんですけれども、少数会派 の活動を保障するという文言を入れた方がいいと いう立場ではあるんですが、ただ、公明党、みん なの党の案、どちらかという形に変更ということ でもいいかなと思います。「1人でも多数でも」 ではなくて、「会派の人数にかかわらず」か「所 属議員数にかかわらず」かというのは、これはど ちらがいいのかというのは、どこで検討するかは あれなんですが、1班なのかもしれませんけれど も、これでもよろしいのではないかなと思います けれども、前回の確認としては、C案になるとし ても、前文に少数会派の保障を入れるという確認 はされているということで、よろしいですよね。

〇森戸座長 そうですね。そういうことでいいか なと思っております。

今、所属議員にかかわらずとか、会派の人数に かかわらずという言い方の方がいいのではないか と、公明党、みんなの党の案について、ご意見が あれば頂きたいんですが。

○白井議員 私も、座長案に「○」をしたんですが、公明党、みんなの党の案、皆さんの意見に従

って、そこは大勢に従います。

○水上議員 私たちも、条例案文策定を進めるということで、全体の一致できるところにまとめていきたいというところで、1人でも多数でもということで座長案に「○」をつけたんですが、これは、言い回しを変えても言っていることが同じであれば構わないと思いますので、特に、1人でも多数でもでなければいけないということではないと思うので、所属議員数にかかわらずと言っても同じようなことなので、それで全体が一致できるのだったらそれでいいと思います。

○林議員 私も、言い方については、所属議員数にかかわらずでも、会派の人数にかかわらずでも、どちらでもいいと思っています。全会派の活動が保障されたり、会派間の公平性を確保するということの方が大事だと思いますので、先ほど、片山議員がおっしゃったように、細かいところについては、作業部会でやっても構わないと思います。

〇森戸座長 みんなの党は、提案者でもあるんですが。

〇百瀬議員 公明党の案の方が、私どもの書いた ものよりもいいのかなという気がしますので、皆 さんの意見に従います。

〇森戸座長 ありがとうございます。

○渡辺(ふ)議員 今、小林議員からも話があったんですけれども、公明党案がいいと言っていただいたんですが、みんなの党と公明党案を一緒にして、「会派の所属議員数にかかわらず」としてはいかがかということで。

〇森戸座長 ありがとうございます。

それで、会派というのが一つの文章に何回も出てくるんですよ。例えば、「会派の人数にかかわらず、全会派の活動を保障し、会派間の公平性を確保しなければならない」という形で、公明党の案もいいと思うんですけれども、文章の並びとしては、「所属議員数にかかわらず、全会派の活動……」の方がすっきりするかなと思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

〇中山議員 自民党としては、まず、先ほどの意見は賛成というか、譲歩せざるを得ないなという意見だったんですが、公明党とみんなの党から新しい案が出てきて、どうかということについては、まだ表明していなかったので。

それで、要はどちらでもいいんですけれども、 ちょっと疑問に思うのは、どちらでもいいと言い ながら、ご自身のこだわりというか、言っていら っしゃるじゃないですか。私なんかは、この「議 会は議会運営等において、全会派の活動を保障 し」ですっきりしているなと思っているんですけ れども、あえて、所属の人数にかかわらずとか、 そこにこだわる理由というのはあるんですか。

○森戸座長 それは、大本が、やはり、少数会派の活動を保障するということを入れてほしいということと、それから、全会派の活動を保障するという意見と、二つに分かれたということがあって、どこかで折衷案を出さなければいけないという流れの中で、私の方から、じゃ、1人でも多数でもと入れたらどうでしょうかという案を、前回、出させていただいたんです。根底にはそこがあるんです。少数会派の活動を保障するという言葉がなくなるということに対するいろいろなご意見もあってということなんですね。

〇中山議員 まあ、その代替案として、所属人数 にかかわらずというのを入れたいということであ れば、了承します。

〇森戸座長 ありがとうございます。

それでは、「所属議員数にかかわらず」という ことを、「1人でも多数でも」から切り換えて、 変更して、この第4条第2項はよろしいでしょう か。

決定しました。では、これは作業部会第1班に 送らせていただきます。

それでは、続きまして、第4条第4項です。これは、共産党と生活者ネットワークが持ち帰って

いらっしゃいます。ここに書いてある通りですが、 何かご意見があれば。いいですか。

それでは、「会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする」というのは、これは削除するということでよろしいですね。では、これは決定いたしました。

生活者ネットワークは、これは逐条解説に記載 するのであればとあるんですが、これは必要なこ とですか。

○林議員 前回の議論の中で、片山議員の方から も、会派代表者会議があるということが、逐条解 説の中で述べられるのであれば、条文からはとい うことだったので、それにならっている部分はあ ります。何らか、やはり、会派代表者会議がある ということは分かっていた方がいいと思いますし、 ハンドブックにも載っているので、そういった形 での整理が必要かなと思いますけれども、条文と しては削除でいいです。

○森戸座長 逐条解説については。

○飯田議会事務局次長 私どもの方では、会派代表者会議というのを条例、あるいは逐条解説にも載せずに、そういった協議の場があるというような形で、ちょっとぼかした形で記載するのはどうかなと考えておりまして、例えば、会派は必要に応じて会派間の調整に努め、円滑な議会運営を図ることとしますというような形で、会派代表者会議という名称は、やはり、条例、あるいは逐条解説に載せてしまうというのは、これを削除するという趣旨からいってどうかなとは考えております。

○森戸座長 それで、前回の議論の中で、確か、 斎藤議員から、それでは四者会議はどうするんで すかとか、正副委員長の会議はどうするんですか とか、それも逐条解説に全部載せるんですかとい う話なども出て、一定、全部が全部載せるという ことにはならないのではないかという大方の合意 があったのかなと思ったんですが、それはなかっ たでしょうか。 ○片山議員 ないです。そういうご意見があったのは分かっているんですが、ただ、ハンドブックに会派代表者会議という文言はありますし、また、これは陳情でも出ていて、会派代表者会議を公開してほしいというようなことについても、前回の議会でも議論していたという経緯もありますので、これは、私も、例えば、ほかの会議もあるということだったら、等という形にするとか、何か工夫した形で、逐条解説には載せていくべきではないかなと思います。

○中山議員 先ほど、議会事務局次長のコメントを伺った上でですけれども、やはり、ここはある一定、載せるか載せないかというところで議論があったと思います。逐条解説で載せてしまうということであれば、やはり、おっしゃるとおり、四者会議とかどうしていくのかということがあって、スムーズな議会運営を遂行する意味では、我々は、あえて条文として載せなくてもいいのではないかと思っています。ただ、どうしてもそこにこだわりがあるという会派があれば、一応、各会派の今回の意見表明では、賛否では「○」になっていますけれども、これは事実上、不一致ということではないですか。となれば、不一致ですから、載せないということになると思うんですが。

○森戸座長 条文には載せないで、逐条解説なんですよ。

○中山議員 ほかの方もご意見あるかと思うんですが、どこまでこだわるかということかと思いますので、それが、もし、全体的に逐条解説の部分まで一致できないということであれば、不一致になるのではないかなと思うんです。結果、不一致ということは、載せないということになるのかなと。

○森戸座長 いや、元々載せないんですね。ただ、ちょっと、逐条解説にどこまで載せるかというのは別の問題なので、今日の議論は、とりあえず、ここで固めたとしていただけるとありがたいんで

すね。削除するということで一致したと。

逐条解説をどうするかというのは、作業部会第 1班なので、そこで議論して、結論を持ってきて いただけないかと。

○中山議員 我々はそれで了承しますけれども、一つ、懸念材料としては、やはり、これだけ市民自治こがねいの方と生活者ネットワークの方が、逐条解説にこだわりを持っていらっしゃるということであれば、これは、ある一定、作業部会で整理するといっても、そこを納得できるかというところを納得しておいていただかないと、後で、やはり了承できないということになると思うんです。ですから、やはり、この会派代表者会議の中で、そこまで踏み込んで了承していただけるというところは確約を取っておいた方がいいんじゃないかと思います。

○片山議員 会派代表者会議での確認が必要かな と私も思っているんですけれども、ただ、ハンド ブックにかなりきちんと明記されているというこ とがあるので、作業部会では、一応、そういった ほかとの整合性とか、いろいろなことを見ていき ながらということがあるので、一定、そこで議論 して、またこちらに投げてもいいのかなとも思っ ています。

○森戸座長 作業部会で議論してということです よね。

○水上議員 作業部会で作業する上で確認しておきたいんですが、逐条解説に会派代表者会議という文言が載ると、条例案文に会派代表者会議が載ると情報公開の対象となる、それで、ちょっと載せるのはどうかという議論があったんですけれども、逐条解説の場合はどうなんですか。それが、一つ確認事項と、あと、逐条解説というのは、条文に対する解説ですよね。何らかのものがないと、それに対する解説で、会派間の協議みたいなことが載らないのではないかなという気がしているんですけれども。そうすると、第4条のところでは、

それに関連するものがないので、そういう条文も 考えなければいけないのか、その二つの点につい てはどのように考えたらいいでしょうか。

○中山議員 今の、水上議員のまさに意見が、第 1班の中で議論されるようなことではないかなと 思うんですけれども、いかがでしょうか。

だから、要は、そこも含めて、作業部会で整理をするということを、生活者ネットワークの方と市民自治こがねいの方で了承していただければいいのではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○水上議員 今のは、ちょっと技術的な確認なので、議会事務局の方から、逐条解説に会派代表者会議が載ったときに問題がないのかどうかということと、条文に対応して逐条解説を作るという作り込みなのではないかというところについての整理を聞いているので、これは、会派間で議論することではないと思うんです。それはどうなのかということを確認したいと思うんですが。

○飯田議会事務局次長 確かに、ハンドブックの 方には、会派代表者会議というものが載っている わけですけれども、こちらは広く公表しているわ けではないわけですね。

それで、会派代表者会議というものがあるということを逐条解説に載せると、当然、それはなぜ 条文にないのだろうかということで、市民の方か らご意見を頂くこともあろうかと思います。

それで、やはり、条文に入れるような会議としていくのであれば、今、全員協議会の方が、第100条第12項による会議規則で、事実上の会議ということで規定しておりますので、そういったレベルまで引き上げたものであれば、その逐条解説などに入れるというのはよろしいかと思うんですけれども、やはり、そこのレベルまでいっていなくて、まだ公開をしている会議でもないということで、逐条解説にまで載せるということは、ちょっと、いかがかなと、事務局では考えておりま

す。

結局、情報公開の対象といいますか、情報公開 請求があれば、今の代表者会議も、要約ですけれ ども、会議の記録を出しているわけですね。です けれども、例えば、もう少し格上げで、全員協議 会レベルで、会議規則などにもうたって、条文な どにもうたったり、あるいは、逐条解説にも載せ るとなりますと、もう少し広く公表という形にな るかと思うんですね。会議録というものを作って いくというレベルまで引き上げていくという形に なっていくかと思います。

そういった会議があるということになりますと、 当然、市民の方からも、ご質問だとかがあって、 当然、条文の方に載せていなくて、逐条解説にし か載っていないのはなぜかというようなご質問も 当然、出てくると思いますし、逐条解説に載せる のであれば、やはり、条文に載せるという形にな ってくるかなと思います。

○斎藤議員 議会事務局にコメントを求めるのは、 我々より多分、よく知っているからいいと思うん ですけれども、それが100%の答えではないし、 我々も、少しそれは考えて、全て議会事務局に聞 く、聞いて、議会事務局が何らかのコメントを発 したら、それを100%受け止めるということでは なくて、もう少し考えましょうよ。

だって、条例に対する逐条解説というものを、 正式に小金井市議会から出すわけですから、その 内容に出てくるものというのは、当然、それは何 だって公表することになるわけですから、議会事 務局から聞くまでもなく、それなりに判断できる と思いますね。その判断の中で議論しなければ前 に進まないと私は思いますので、よろしくお願い します。

○水上議員 100%、議会事務局の言葉を前提に してやっているわけではなくて、参考として、や はり、聞いておかなければいけないことがあると 思うんです。作業部会にこのまま持ち帰ったら、 一から、またそういう議論が始まるので、確認できることは確認しておいていいと思うので、そういうことでやっていますので、是非、ご理解いただきたいと思います。

○森戸座長 基本的には削除するということでまとまっていただいたと思うので、逐条解説に載せるかどうかについては、ここで議論することではないのかなと思いますが、全体の雰囲気を作業部会に伝える意味で、ちょっと、皆さん、一言ずつご意見を頂ければ、作業部会も作業しやすいかなと。

○斎藤議員 先ほど、中山議員も言われたように、 逐条解説に載せるのなら「○」だけれども、載せ ないのであれば「×」ということであれば、おっ しゃるとおり、一致していないんですよ。逐条解 説に載せるかどうかも、この前の話では、全体で 一致して、どういう文にするかということではな いですか。だから、そういう条件があるというこ とであれば、私も、一致していないと考えます。 その中で、少数の意見の方に、どう妥協していた だけるのか、そうではないのかということだろう と思います。

○森戸座長 白井議員、いかがですか。大丈夫ですか。

○白井議員 私も同じで、逐条解説に記載するのであればという条件付きなので、まず、そこをちゃんと整理した方がいいと思います。それがない中で、逐条解説に入れる、入れないというのは、ちょっと、不毛とは言わないですけれども、ちょっと順番が違うかなというところです。

○森戸座長 白井議員のご意見としては、逐条解説に載せるべきかどうかというのは。

○白井議員 私の意見としてですか。会派代表者 会議そのものの文言が適切かどうかというのはあ ると思うので、それと、もしくは言い方を変えて、 会派の代表者が集まる会議みたいなものか分かり ませんけれども、そういった形で、何かしらの文 言は逐条解説には入れてほしいと思います。

○五十嵐議員 この、削除した項の前に、会派は 議会運営、政策立案等に関し、必要に応じて会派 間で協議を行い、合意形成に努めるものとすると いうのがあるわけですよね。要するに、会派代表 者会議という言葉を入れると、いろいろ公開とか 出てくるので、多分、削除するのは削除するんだ けれども、要は、ここの第4項に変わったと見て もいいんだろうと思うんですね。だから、そうい う意味では、会派代表者会議という言葉は使わな いで、条文にそういう合意形成に努めるんだよと いうことがあるということだと思うんです。だか ら、そのようにして条文が作られているので、こ れを逐条解説するときに、また、逐条解説で会派 代表者会議という言葉を持ってくるのも、何かち ょっと変かなという思いもありますので、私は、 条文にのっとって会派代表者会議を削ったわけで すから、逐条解説にも載せる必要はないかなと思 います。

○小林議員 会派代表者会議という言葉は、逐条 解説には要らないと。

〇森戸座長 みんなの党は。

○百瀬議員 本文にない以上、ちょっと、逐条解説に載せるのは合理的ではないと思います。

〇森戸座長 あと、林議員と市民自治こがねいは 載せるべきだと。

○片山議員 例えば、第5項がなくなるわけなので、第4項の解説という形になるのかもしれないですし、あるいは、ほかの場所でも、こういう会派代表者会議と、先ほど言っているように、ハンドブックにかなりきちんと載っていて、また、陳情でも、公開してほしいという陳情が出ていて、議論したという経緯があるものですから、私は、何らか載せるべきだと思っているんですね。それが、ここなのかどうかというのは、もう少し検討が必要かなとは思っているというところです。どこかに載せるべきではないかと思っています。

〇森戸座長 共産党は。

○水上議員 逐条解説でも、会派代表者会議という名称で、個別具体的な名前で載せるというのは一致しないのではないかなと思うんです。そこに載せるのだったら、条文に載せた方がいいというのが私たちの意見で、ただ、一致しないので削除ということになったので、いずれにしても、会派代表者会議というのは、逐条解説でもちょっと難しいのではないかという判断ですね。

〇森戸座長 民主党、鈴木議員。

○鈴木議員 私たちも、条文にないものを解説するということには反対なんですね。今、五十嵐議員が言われたとおりかなと思います。

○中山議員 小金井市議会、全会一致の原則の中で、生活者ネットワークの、いわゆる逐条解説に記載するのであればオーケーだというところは、自分たちが納得できない中で、妥協点を見いだすという歩み寄りの姿勢のあらわれであるかなということで、ある一定、私は理解しております。

ただ、それであれば、ここは「〇」ではなく「×」にして、記載するべきであると主張していただけた方が、議論がすっきりするのかなと思った上で、事実上、皆さんの議論を聞いていると不一致ということになりますので、ここの部分はまとまらないのかなとは考えています。

その上で、どうしても生活者ネットワーク、も しくは、ほかのご異論がある会派の方がそこの部 分を納得していただける、つまり、作業部会で整 理をしても構わないというご理解を頂けるのであ れば、私は、作業部会である一定、整理をすれば いいのではないかなと考えております。

○森戸座長 すみません、公明党は聞きましたか。(「なし」と呼ぶ者あり)載せる必要なしということですね。分かりました。

多数は、逐条解説ではないだろうということな んです。ただ、五十嵐議員がおっしゃるように、 削除した前の文章には、調整する会議を設けると 書いてあるので、会派間で協議を行い、合意形成に努めるということがあるので、これが、保障と言ったらおかしいけれども、会議名は書かないけれども、この範囲内ではないかと。会派代表者会議などについて、今後、申し合わせになるのか、もう少し、取り扱い要綱ではなくて、非公式だけど一定のルールをまとめるというのは、ちょっと、申し合わせではない、もう一つ上の段階というのは(「要綱」と呼ぶ者あり)要綱には、また同じになるんですね。だから、やはり申し合わせか。

○加藤議会事務局長 会派代表者会議については、 現時点では、確かにハンドブックには載っており まして、ハンドブックで今、34ページを見ると、 会派代表者会議、議員連絡会議申し合わせ事項と いうことで、現時点では、いわゆる議会の申し合 わせとしての、事実上の組織が存在しているとい う位置付けになっていて、以前に、前回の会議で 座長の方からご紹介いただきましたように、平成 20年に地方自治法の改正がありまして、こういっ た事実上の組織について、正規の議会活動とする ために、第100条第12項で会議規則の中にこうし た機関、組織の設置をうたえるようになったとい うことで、今、小金井市議会については、全員協 議会だけが、その第100条第12項に基づく事前協 議の場の位置付けとしてあると。これを、実際に また公開するかどうかということについては、い わゆる本会議と違いまして、義務はないんですね。 ですので、それは、そこに載せたとしても、公開 するかどうかというのは、議会での判断という形 になるので、公開、非公開というのは、また別の 話になります。

ですので、今回、もし、会派代表者会議の位置 付けをどうするかということになった場合に、これは一つの参考としてお聞きいただければと思う んですが、やはり、私の感覚とすると、逐条解説 に載せるか、載せないか、載せたとすれば、やは り、載せた以上は、それがどこでこういう決まり だとか、そういうところまで載せないと、例えば、 会議規則の中で定められているとか、もしくは、 何とかでこのようになっているとかというところ を載せないと、やはり、ちょっと、条文上に出て こないもので、解釈としてどうかというところな ので、解釈上で、それがつながるようなところに 逐条解説を載せるというのであれば、まだいいと 思うんですけれども、それがなかなか難しいとい うことであれば、やはり、本来は逐条解説に載せ るのは難しいかなと私は思っていて、であれば、 逆に、逐条解説に載せるか、載せないかというよ りも、むしろ、この会派代表者会議の位置付け自 体を、今までの申し合わせから、先ほどからお話 が出ているように、会議規則の中に加えるような 形で整理をするのか、それとも、今までどおり、 申し合わせの形の、事実上の組織という形で、今 後も運用していくのか、その辺の選択になるのか なと、自分としては考えております。

〇森戸座長 そういうことから言えば、現状としては申し合わせの範囲ということになっていくのかなと思います。

今、多数が、逐条解説は難しいという意見、また、載せなくてもよいという意見がありました。 その辺りは、作業部会の方に回してもいいですか。 不一致だから第2班ですか。載せられないという ことでいいでしょう。(不規則発言あり)不一致 だから載せない、分かりました。

〇中山議員 小金井市議会は、全会一致の原則で やっておりますので、不一致になれば載せられな いということになるかと思います。

〇森戸座長 そのとおりです。

ということで、ご提案いただいた会派、また、 賛同いただいた会派の皆さん、いかがですか。い いですか。載せない方向で。

〇片山議員 そういう方向については、今、ここでの議論は了解するところなんですけれども、今後、そのハンドブックなり会議規則と照らし合わ

せて、そちらもある程度調整していかなければならないということを考えながら、いろいろ、作業部会でやらなければいけないなと思っていたものですから、それで、きちんとハンドブックに明記してあるということから、その辺をどのように整理していくのかなと思ったということなんです。

○森戸座長 あと、会派の位置付けをもう少し高めたいということであれば、それは、議会運営委員会で議論していただくということで、議会改革としてですね、そのようにしたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○斎藤議員 ある程度決まったルールに対して、何かを付け足したり、引いたりするときには、全会一致の議論でやっているんですけれども、この新しい議会基本条例を作るという作業の中でそれをやってしまうと、何もできなくなってしまうという可能性があると思うんです。そのせめぎ合いの中で妥協していくということもあるのかもしれないんですが、今、このことに関して、一致しないから入れないんだという整理は、何か私、危険のような気がするんですね。

○森戸座長 この条例も、やはり、全会派一致だ と思うんです。そうしないと、ちょっとおかしく なるなと。

○中山議員 小金井市議会は全会派一致のルール なんですが、例えば、斎藤議員の意見を、これも 議会改革の方になるかもしれませんけれども、い や、いいですよ、この議論を進めていって、少数 会派の皆さんの意見も反映させていきましょうと いうことであれば、議会改革はある一定、多数決とか、そういう議論を進めていってもいいのかな と思います。

○森戸座長 これとは別の話ですね。ただ、斎藤 議員が危惧されているのは、不一致だからといっ て、全部なくしていいのかというところの懸念か なと思っていて、不一致でも、お互い一致できる ものがあれば、それは、努力はしなければいけな いなと思っているので、不一致なんだからもういいよということではないと。懸念はよく分かります。

○片山議員 すみません、斎藤議員の懸念についてあれなんですが、今の議論のあれでは、論理的に考えて、これは入れられないだろうというような話になったと思うので、それで私は了解したと言っているんですね。ですので、林議員の意見がないのであれですけど、一致でいいのかなと思っているんですが、ただ、私が懸念するのは、ハンドブックに明記されているということで、ある程度、どこかに載せた方がいいと思っているだけなんです。陳情でも出てきているということがあるものですから、ある程度議論したという経緯があってということで、申し上げているところです。

○森戸座長 提案されている林議員、いかがですか。

○林議員 生活者ネットワークの中でもいろいろと話をして、何とか会派代表者会議というものがあるんだということが表現できないかということで、そのまま残してほしいだとか、第5条に、その他全ての会議という形で、言葉としてはないんだけれども、会議体としてはあるんだよということを、模索は続けているんですけれども、今の皆さんのお話の中では、事実上の会議ということが到達点なのかなと思いましたし、それ以上のものにするのであれば、議会改革というようなアドバイスも頂いているので、それを議会改革の中に載せていくかというのは、また会派の中で話をしていかなければいけないと思っていますが、そこが一致点、到達点だということで、今の段階では理解しました。

〇森戸座長 では、よろしいですか。

中山議員から、議会運営の問題については全会 派一致制、異論があればということですが。

○中山議員 いえ、異論ではないんですよ。今は、 やはり、全会派一致の中で、どうしても一致でき ないところを捨てざるを得ないのは、もうしようがないと思うんです。その上で、やはり、拾っていかなければいけないというご意見もあったので、だったら、将来的には、民主主義なんですから、多数決でやってもいいんじゃないかなという意見を申し上げたということです。

○森戸座長 中山議員の従来の持論ですよね。議会運営は多数決で決めた方がいいんじゃないかと。○中山議員 話合いが進まないので、まとまらないじゃないですか。

〇森戸座長 まあ、まとまる方向で、みんな協力 し合ってやっていければと思っていますので。

とりあえず、この第4条第4項は削除するということで、よろしいですか。では、削除ということで、これは確認させていただきます。

次に、No.23の第8条、議会報告会であります。 A案、B案、C案とありまして、C案、座長案の ままでいくというのが、7会派、17議員の会派で 賛同を頂いております。ご意見もそれぞれありま して、ここに書かれているとおりなんです。Bと いう方もいらっしゃいます。広報で行うべきだと いう会派があります。みんなの党と小金井をおも しろくする会ですね。あと、公明党はAというこ とでありますが、それぞれ、お考えがあれば、こ の各会派のご意見を見て、やっぱりこうしようか というご意見があれば提案していただければと思 います。

〇中山議員 今回、このNo.23に関しましては、第8条ということで、A案、B案、C案と3本案を出されて、その中で、一応、自民党会派としてはC案ということで、座長案のまま第8条とすることに了承するという意見を提出させていただいたんですが、私は、これ以前の問題として、まず、議会報告会をどのようにしていくかという議論が必要なのではないかと考えています。それを、ここの意見欄に載せるというのはちょっと不適切かなと思って、あえて載せてはいなかったんです。

この議会基本条例策定代表者会議の中で話し合っていくか、もしくは、それはそぐわないということであれば、議会改革で話し合わざるを得ないなと思っていたんですが、自由民主党は、前期のころから、この議会報告会に関しては、公平・公正な議会報告会を行うやり方、こういったものをきちんと議論して確立することを条件として、議会報告会の開催を了承するという意見を述べさせていただいておりまして、今もこれは変わらない意見であります。

したがいまして、議会報告会の条文を載せる、 載せないの前に、どういう議会報告会を、具体的 にどうしていくのかという議論をある程度詰めて いただかないと、この第8条自体を載せるか載せ ないかという議論になってくると思うので、それ は、自民党の、会派の意見として申し上げておき ます。

○森戸座長 内容によって条文を削除するという ことですか。

〇中山議員 議会報告会というのは、ある一定、 やっていく方向性では考えているんですが、それ が、いわゆる議会の報告ですので、公平・公正な 取り扱いがされないと、やっぱりいけないと考え ておりまして、それをどうするかという、つまり、 第1回の試行的にやった議会報告会の欠点などを 含めて、どこが取りまとめて、そして、テーマ決 めなんかはどうしていくかとか、発表する内容を どうレビューしていくかとか、頂いた意見や質問 に対してどう取り扱っていくかというのは、まだ 全然議論がされていないところで、自民党会派と しては、その議会報告会を行う方向では協議して いきたいと思っているんですが、実際にやる段階 の具体的な議論というのはまだできていないので、 そこはまず、ある一定していただかないと、この 第8条を載せていく方向に向かっていかないとい うか、一致できないのではないかと、会派では考 えております。

○森戸座長 ご意見はそうなんですが、では、自 民党としては、どういう議会報告会だったら私た ちは乗れるよというものを、提案していただけな いでしょうか。議論しないとということなんだけ れども、パターンは幾つかあるわけで、こういう ものだったら、私たちは乗れるけれども、こうい うものは乗れないよという話が一つはないとまず いというのと、問題は、中身までここで議論する のか、それとも議会運営委員会でやるのかどちら かだと思うんです。ここでやり始めたら進まない ですよね、どうですか。

〇白井議員 まさに、座長のおっしゃるとおりで、 この場で中身に触れてしまうと、これは議会基本 条例を策定する会議ですから、ちょっとそぐわな いので、議会運営委員会でやるべきではないかな と。ちょうど、その陳情も出ていて、その話も出 ているじゃないですか。その場でやはりやるべき であって、この条文に関しては、元々、この第8 条の条文も、読む限りは、具体的なことは何一切 書いていないんですね。一応、前期の条例の策定 の話合いの中で、年1回以上開催するというとこ ろではいったん落ちて、これは全会派一致として、 今、中山議員もおっしゃったように、やること自 体は別に反対とかではなくて、内容がまだ詰めら れていませんよねという話ですから、これは、条 文に具体的なことが書いてあるんだったら、今の 話は、問題提起は通ずると思うんですが、条文を 読む限りは、具体的なことは書いていないので、 元々の議題に沿って、その条文を、第6条なのか 第7条なのか第8条なのか、そこをきちんと議論 するというテーブルに置き替えた方がいいと思い ます。

○鈴木議員 今の、中山議員のご意見、そして、 白井議員のご意見を踏まえての感想というか、思 いなんですけれども、まず、今、提案されている 条文というのは、議会報告会という条文をどこに おさめたらいいかという、このおさまり場所の議 論が先にあったんですね。その中の議論で言えば、 私たち民主党としてはC案で、座長案のままでいいということを表明させてもらっている。ただ、 その報告会の在り方についてはなお議論が必要だと。それがどこなのかという話はまた別ですけれども、議会報告会の在り方には、まだ議論の余地があるかなということも考えているということです。

○森戸座長 A案でいくか、B案でいくか、C案でいくかというのは、この第8条は合意されているものという前提の中での議論であって、もし、それが不一致であれば、ちゃんと不一致だということを、前回の中で言っていただかないと、率直に言えば、また議論を蒸し返す形になっていくんですよ。

だから、内容をどうするのかというのは、これはもう議会運営委員会でちょうどかかっていまして、4月以降、この定例会報告をどうするかという議論をやっている最中ですから、そこの問題であって、ここでまた、やるかやらないかという議論にはならないと思っています。

〇中山議員 そういう意味で言うと、大変申し訳ないんですが、自民党会派としてはまだ一致できていないので、不一致ということで、申し訳ございません。

〇森戸座長 不一致というのはどういうことですか。それはおかしいでしょう。

〇中山議員 少数会派の意見も尊重していただければと。

○森戸座長 ちょっと休憩します。
午後2時休憩

午後2時52分開議

○森戸座長 再開いたします。

皆さんからご意見を頂いて、休憩中にいろいろ 伺うと、どうも認識の差があったなと思っており ます。 ただ、新人の方もいらっしゃいますし、議会報告会の試行も状況がつかめていない方もいらっしゃいますので、改めて、この場所で、議会報告会の在り方や、この条文の意味などについて議論をしていきたいと思いますので、是非、ご協力をよろしくお願いいたします。

○五十嵐議員 持ち帰りとなっていたのは、議会報告会を、市民の意見を反映させるというようなところにくくるか、それとも、広報広聴のところにくくるか、独立させるかというような内容だと思います。

それで、議会報告会の条文に関しては、前からの引き継ぎで素案たたき台の中には、市民への説明責任を果たすと、一応、目的が書かれていると思うんです。そういう意味では、改革連合としては、私としては、特に強いこだわりではないんだけれども、条文としては独立させても良いのではないかと、意見を述べさせていただきました。

それで、「文を」というのがだぶって書いてあ りますので、そこは削除させていただきたいと思 いますが、そのように書かせていただいたんです が、議会報告会に関しましては、私も、ここの議 論をするのは初めてだと思っていますし、議会運 営委員会の方に陳情もかかっているということも あって、これまでの経過ですね、私はちょっと初 めてのことなので、試行的に1回やったという方 も大勢いらっしゃいますので、それぞれに意見を 伺いたいんですが、特に伺いたいところは、議会 報告会というと、一般的には、これまではという か、会派ごとにそれぞれに開催し、また、各個人 がそれぞれに開催しというのを、それぞれやって いらっしゃると思うんですね。今回、議会として 報告するというところで、その効果というのをど のように、やられた方は感じているかということ を伺いたいのと、改革連合として意見を出させて いただいているのが、「議会だより」の内容以上 の報告会となるのかという疑問というか、そのよ うな意見をたたき台の方には出させていただいて いますので、その辺も踏まえて、是非、やるべき だというご意見の方のご見解も聞いてみたいと思 っておりますので、よろしくお願いいたします。

○森戸座長 それで、経過としては、陳情が出されてきたということがあります。これは、私が持っているのは2012年6月21日付けで、議会基本条例の制定に向けて、議会報告会の具体的な位置付けを求めるという陳情書ですね。それから、幾つかあったと思うんですが、議会事務局の方で、ちょっと、すみませんが、分かるようでしたらお願いしたいんですが。

〇加藤議会事務局長 議会報告会に係る陳情につきましては、24陳情第41号で、議会報告会の開催回数増と内容の充実を求める陳情書というのが、これが平成24年6月1日付けで出ておりまして、もう一つが、24陳情第51号ということで、議会基本条例の制定に向けて、議会報告会の具体的な位置付けを求める陳情書というのが、これが、平成24年6月21日に出ていて、それぞれの陳情について、まず、24陳情第41号、その開催回数増と内容のというものにつきましては、翌平成25年第1回定例会の、3月6日の本会議において、一応、簡易採決ということで採択されております。

もう一方の、24陳情第51号の具体的な位置付け というところの陳情ですが、これにつきましては、 平成24年第4回定例会、11月29日に、やはり、簡 易採決で採択をされているということで、この両 方の陳情につきまして、それぞれ、6月1日と6 月21日提出ということで申し上げましたが、一昨 年の5月、議会報告会を終えた後に、この両方の 陳情が出てきまして、それに対して、今、申し上 げたような形で、両方とも簡易採決によって採択 されているということでございます。

〇森戸座長 ありがとうございます。全会一致で 採択されてきたということであります。

その流れの中でなんですが、その前に試行の議

会報告会を行ったんですけれども、基本的には、 公平性を保つということから、テーマを決めて報 告をしたということです。それで、主体は、議会 運営委員会が主体となってやりましたので、それ だったら、全体がいいよということだったんです。 本来なら、予算特別委員会とかいろいろな委員会 の委員長がやった方が良かったんですけれども、 全体的には、予算とか、それから、請願・陳情で どういうものが出たか、それから、議案に対して はどういうものが出たかとか、そういうことの中 で、主なものをそれぞれがピックアップして、論 点は何だったのかということの報告をしたという ことです。

感想は、こういうのを開いてほしい、もっとやってほしいという感想もありました。当然、参加している方は、関心があって来られているので、そういう感想だったと思うんですけれども、ただ、一方で、原稿も全部、報告する中身をみんなでチェックしたんです。ところが、最終のところで、最終のチェックができなかったために、若干、個人の意見を述べた方もいらっしゃって、それを巡っては、議会運営委員会の中でも、それは違うのではないかという意見もあって、そういうやり方だったらやらない方がいいというご意見も頂きました。

だから、問題は、その内容をどうするかという ところなのかなと思っています。

説明責任を果たしていくということで言えば、いろいろな、この間の最重要課題を巡って、市民の中には、議会は何をやっているんだという声もあって、やはり、市民と議会との理解を深めていくという上では、議会報告会というのは一つの手段ではないかということでした。毎定例会ごとに開くべきだという議員の方もいらっしゃいました。一方で、各議員が市政報告会などをやっているので、それはなかなか難しいという意見もあって、年1回以上というのが、最大公約数のまとまり方

だったのかなと思っています。年1回といっても、 最後の集約要旨にもあるんですが、民主党からは、 年1回、4か所という提案などもあって、だから、 どういうやり方にするかというのはまとまってい ないということだと思います。

全ての議員が年1回報告すべきであると。委員 長のまとめの中で、年1回、4か所で開催すると いう方もいらっしゃったと。確か、これは民主党 じゃなかったかな。という意見もあって、全ての 議員が4か所で参加しなさいよということだった んです。ごめんなさい、民主党と、名前を言って しまって申し訳なかったんですけど。

今、私、雑駁に言ったんですが、皆さんからも、 経験された方々から出していただければと思いま す。

〇中山議員 試行的にやりました議会報告会であります。市民の方も、非常に小金井市議会に関心をお持ちの方が出席していただきまして、有意義な報告会であったなとは、試行的にやりましたので、今まで一度もやったことがありませんでしたので、そういう意味では、すごく有意義な報告会であったなと感じております。

先ほど、座長のご説明の中にもありましたけれども、公平公正に扱っていこうということで、原稿チェックもし、発表をやったんですが、やはり、これも考え方があるので、一概に、一方的に言うつもりは全くないんですが、先ほど申し上げました、自民党の会派意見の中で、公正公平な議会報告会の内容となることが条件というのが、今後の議会報告会の在り方ではないかと考えておりまして、市民に誤解を与えるような報告や、例えば、市長の政策について、作為的に妨害を与える報告会になるのであれば賛同できないという趣旨は、結局、その発表をなさった方は、これは正しいことを言っているんだと。議会運営委員会の中でも意見表明がありましたけれども、その議員の方からは、正しいんだということで、確かに、嘘は言

っていないし、正しい認識に基づいてご発言なさったんだと思うんですが、それとはまた違った角度から、我々はそのようには思っていなかったりというようなことで、では、どこがスタンダードなんだというところが非常に難しいかなと。

当然、採決態度で賛否が分かれるわけですから、 それは、考え方や価値観、それから優先順位の違いなどで大きくずれるわけで、そこの部分をどう、 意見として扱っていくことがいいのかというのは、 議論しておく必要があるかなと。

そういった中で、議会運営委員会では、先日、 宇治市の方に視察に行きまして、宇治市では、会 派の意見を言えるということで、どうしてそうい う採決態度をしたか、もしくは、その議案等々に 関してどういう意見を持っているかということは 述べているということで、これは、市政に対して、 まちをよくしていこうという観点から、個別具体 的な、例えば、政党・会派に対する個別攻撃とか、 特定の議員に対する、考え方の違いによる個別攻 撃ではなくて、市民の方々に、どうして自分たち がそういう態度をしたのかということをご理解い ただくための報告と位置付けているのかなと、私 も理解しておりまして、小金井市議会でも、今、 当選なさって、この議会の場でご活躍いただいて いる、私を含め、全24人の議員は、市民の皆さん 方、それから市政のために日々、活動されている と理解しておりますし、故意的に、誰かを蹴落と そうとか、そういう目的でやられているとは思っ ておりませんので、やはり、市民の方に偏った情 報とか、個別具体的な部分について、あの人はこ れに賛成したから、もしくは反対したからだめな んだというようなイメージを植えつけられるよう な報告会であってはいけないかなと。では、何で そういう態度をしたのかということを、市民の 方々にご理解いただいて、なるほど、そういうロ ジックでそうしたのかと、自分は考え方は違うけ れども、この方はそういう判断だったんだという

ようなことが公平公正に分かるような報告会にするべきではないかという印象を持ったのが、その 試行的にやった第1回目の報告会の感想であります。

〇森戸座長 だから、中山議員としては、各会派 や議員がなぜ、例えば、一つの議案にこういう態 度を取ったのかということが分かるようなものに した方がいいということですか。

〇中山議員 そのように思っております。

〇片山議員 私は、議会運営委員会の委員ではなかったものですから、実際の運営にはかかわっていないんですけれども、非常に苦労されて作られていたなと思います。準備期間というか、準備の回数がすごく多くて大変だったなと、はたから見ては思っておりました。

ただ、当日は議会運営委員会ではない議員もい ろいろな形でお手伝いで参加しているわけなんで すが、発表されるのは議会運営委員会の委員なの で、そこでいろいろなことを受けていらっしゃっ たと思うんですけれども、その前の段階の、チラ シを作って市民にお知らせしていこうということ は、全議員でやったんですね。そういう形でかか わっていくということで、議会として、何かに一 緒に協力して取り組もうということがまず良かっ たなと思ったことと、それから、議会としてやる のと、個人とか会派としてやるのと違うというの は、やはり、そうやって同じ場で、個人の議会報 告だったらその人しかいなかったり、その会派の 考え方しか聞けないというか、そこでは、詳しく は聞けるんでしょうけれども、やはり、この間の 議会報告会は、先ほど言った公平公正という形で すごく練られたものだったので、市民にとっては 多分、不満がすごくあるわけなんですけれども、 それでも、各議員がそうやってまとめたというも のを聞けるという場を設定したのは良かったので はないかなと思っているんです。ただ、これから 見直していかなければいけない部分がたくさんあ るなと、私も思っております。

すごく市民の参加が多かったので、市民の方が、 意見を言いたかったり、質問がすごくいっぱいあったけれども、なかなか、全部は受けられなかったりとか、紙に書いて出されていることもあったと思うんですが、そこのやり取りについては、やはり、いろいろな調整も必要でしょうし、やり方を考えなければいけないと思うんですが、そこは、議会報の報告とは大分違うというか、そこでやり取りがある、対話があるということで、市民がすごく議会に興味を持つというきっかけになるのではないかなとは思っているところです。

○板倉議員 議会報告会を、議会側でやるとすれば、その議案なりについて、各会派の考え方がいろいろ、差があるわけですから、お互いの会派が、この議案に対して、こういう思いでこの判断をしたんだということを語るということはあると思うんです。出席する側というのは、いろいろな方がいらっしゃいます。その内容をもっと詳しく知りたいという方もあれば、この議案に、私は反対なんだけれども、どうして、そういう立場でもっと深く話してくれないのかという人もいるでしょう。

ですから、その報告の在り方というのは、いろいる考えなければいけないんですけれども、少なくとも、各会派が、その案件に対しての、こういう考え方で判断したんですということは述べてもいがだろうと思っているんですね。

ただ、いろいろな方が来ますから、その方たちに100%答えられるような議会報告というのは、なかなか難しいだろうと思っています。

議会報というのがありますけれども、これは、 字数の制限もあります。やはり、直接、もっと幅 広く話を聞ける場が議会報告会だと思いますので、 やはり、議会報告会というのは、年に1回以上は やっていって、市民の期待にお応えできるように すべきだと、私は考えています。

〇林議員 この試行された議会報告会、私も参加

させてもらっていました。そのときは一市民として、本当に、初めて、それまでは、市民は議場に足を運んで傍聴するか、どうにかして議員さんの連絡先を探し出して、どきどきしながら電話をかけて、お目にかかりたいんですというようなアポイントを取ってしか、なかなかコンタクトを取ることができなかったのに、議員の方たちが、議場の外に出てきてくださったということで、それだけでも、すごく画期的なことだなと、当時、私は受け止めましたし、あそこに参加された方も、多分、そうやってたくさんの方が受け止められたんだと思います。

中身については、もちろん、私ももう少し限ら れた時間の中できちっとおさまるように準備でき なかったのかしらなんていう感想を持ったりはし ましたけれども、それは本当に、回数を重ねてい く中でブラッシュアップされていくものだと思い ますし、やり方についても、いろいろなやり方を 試して、小金井市議会らしいやり方というのを見 つけられていくんだろうから、その第一歩を踏み 出したということは、市民と議会の関係が近くな るなということで、すごく喜ばしいことだなと、 当時、受け止めていましたし、多分、多くの市民 の方たちも、そこに参加された方だけではなくて、 そのように近づいてきてくれるんだということで 心待ちにはされていると思いますので、そういっ た、市民の方たちが望むことに全ては答えられな くても、少しでも、手がかりになれるようにする ためにはどうしたらいいかということで、この議 論は進んでいってほしいなと思っています。

○森戸座長 ほかにありますか。

ちょっと、一言言うと、私のところにもメールとか来て、言われたのは、例えば、私たちも議員として市政報告会を開くんですけれども、そこに行くのは、やはり、敷居が高いと言うんですよ。 支持者でも何でもないのに行っていいのかどうかということと、行ったら、そこで結びつきという か、つながれてみたいな、ちょっと面倒だなみたいな声もあって、だから、客観的に、議会報告会みたいなところで、議会で何を議論されているのかをもっと聞きたいというご意見があったのは事実なんですね。ちょっと、今、かなり和らいで行ってしまったので、もし不適切なところがあったら言いなおしますけれども。

一方で、私たちの側としては、例えば、政党に 所属する議員にしても、皆さんそれぞれ、いろい ろな団体に入って活動されたりしていて、議会報 告会の準備だけでもかなり時間がかかると。それ を、毎定例会やっていて、それで本当に、市民の 中に入って、市政の問題についていろいろな声が 聞けるのかという、一方のご意見もあったわけで すね。

そういう流れの中で、では、どこで集約していくのかということで、少なくとも年1回以上は開いていこうではないかと。一般的に、無党派と言われている、どこを支持するとも決まっていない人たちでも気軽に、議会が何を考えて、なぜこういう決断をしたのかということが分かってもらえるということが必要なのではないかということだったのかなと思っているんですね。

○小林議員 私も試行を経験して、見ていたのかな、何か手伝っていたのか分からないですけど、あれを見て思ったことと、ご紹介があって、年末に多摩市議会の議会報告会も見に行った中でも、やはり感じるのは、そこで出た問題点が、前にも申し上げましたけれども、議会だよりの域をなかなか超えないということと、参加者があまり変わらないということは、あれだけ進んでいる議会が、3年間繰り返してきた、途中でいろいろな経過もあったと思うんですけれども、今の到達点がそういうところにあるというのは、やはりそうだなということを、今、感じているところが正直なとこすです。

それをどう発展させていくのかとか、その課題

をどうクリアしていくのかと考えたときに、やは り、出されてくる答えというのは、先ほど座長が 言われたことと少し反対なんですけれども、個人 の議会報告会をオープンな形で、皆さんオープン にやっていると思いますけれども、よりオープン な形で、いつ、誰が、どこでやっているというよ うに示していくというのも、この議会報告会の一 つの、議会としての在り方かなと考えているんで す。

やはり、多くの方に関心を持って来てもらうた めには、定例会報告ではちょっと無理があるのか なと。意見表明なんかも難しいなというところも あって、市の重要課題の決着、議会として何かつ けたとき、判断をしたとき、また、決議などを出 したとき、そういった、何かテーマがあったとき に、議会報告会、そうすれば、年に1回ぐらい何 かあるかなと思うんですけれども、そういったも のに対して議会報告会を開いていくというところ が、自分たちの、今、見えている姿なんですね。 そこは、たたき台の申し送りのところにも、公明 党の意見として書かせていただいているんです。 そこはまだ、検討が必要なところですよと。この 条文は了とするけれども、開催方法については、 各会派間の具体的なイメージの共有ができていな い、これは、今、申し上げたように、公明党の定 例会報告ではないというところも含めて、まだ一 致できていなくて、検討が必要ではないかという 思いを持っているというところが、今の考えです。 **〇白井議員** 前に試行でやったときは、私は市民 でしたので、市民の立場から見させていただきま した。それに対しては、非常にいろいろ、ああし たらいいのに、こうしたらいいのにというのはい ろいろあるので、当然だと思っています。なぜか というと、やはり、試行というところもあって、 初めてそういった試みをやるものですから、いろ いろ目につくことはあって当然だよねということ が前提として捉えています。

そして、ずっと思っていることは、ああいった イベントというのは、当然、個別でやる議会報告 会や市政報告会だったら、自分で思いのままやれ ばいいんですけれども、やはり、いろいろな価値 観というか、考え方がある議会が一緒になって、 そういった取り組みをするということは、より難 しいと思うんですね。でも、その中でも、結局、 どうだったね、では、今度どうしようということ を、繰り返してブラッシュアップしていくことで、 少しずつでも、例えば、一歩進んで二歩下がりな がらでも、いい形を目指していくというのが本当 の在り方かなという気はしています。

そもそも、議会報告会自体は、さっき議会事務 局から紹介があった陳情の一つを陳述した立場で はあるんですけれども、結局、その陳情書に署名 して陳述した本望というのは、議会というものが、 結局、二元代表制の中で、どうしても市長部局に 対してちょっと埋もれてしまっているというか、 本当の二元代表制というのがうまく体現できてい ないのではないかと。実は、実質やっているけれ ども、ただ、それは市民の大半が知らない、二元 代表制ということも知らないということは、アン ケートでも結果としてあらわれていることですか ら、そこに対する危機感というのが、実はあった というのが一つなんですね。何回も何回も言って、 本当に失礼ですけれども、やはり、アンケートの 結果というのは、一つ、市民の声として捉えない といけないところはあると思うんです。それが結 局、議会の存在感というところでもあると思うん ですけれども、へたをしたら、議会、もっと定数 を削減していいんじゃないかとか、活動内容を知 らないのに、給料高いよねというアンケート結果 が出ているのは、非常にもう問題だと思っていま して、そういうことも踏まえて、やはり、議会と して何をやっているかというのを、議会として報 告するという、これが、やはり、説明責任だと思 っています。そういったことをきっちりやるとい

うのが議会報告会の意義だと思っていて、さっき 五十嵐議員から、二つ質問があったと思うんです ね。個別にやるのと違う効果は何かということ。 それは、さっきもちょっと言いましたけれども、 議会でどういったことが話し合われたかを報告す るというのは、個別でやる市政報告会はほとんど ないというか、どうしても部分的に偏ってしまう と思うんですね。私も大体、2か月おきぐらいに そういったイベントをやっていますけれども、来 る人は、私の話を聞きたいと思っている方が多い でしょうし、そのようにしないつもりで、オープ ンにはやっていますけれども、やはり、来る方は 興味のある方なんですね。私の伝え方も、客観的 に伝えようとするケースはあるものの、ただ、そ れは、私の思いとか考えがそこにフィルターとし て入ってしまいますから、やはり、私の視点で物 事を伝えてしまっているというのは、実はあると 思います。それに対して、その効果という点で考 えると、議会としていろいろな意見があって、こ ういう結果になったんだよということを、その場 で知ることができるというのは、一つの効果だと 思っています。

あと、議会だよりの内容以上になるのかということに対しては、これは、やり方の話になってしまうと思うんですけれども、リアルな場で、最後の方で意見交換をするとか、この間の、試行的にやった場合には、書いてもらって、それに対して答えるという一ポイント式な回答方式であって、直接的なコミュニケーションではなかったんですけれども、場合によっては、そういう意見交換をするということも踏まえてやることで、議会だよりは一方的に伝えて終わりなんですけれども、それが大きく違うところかなというところで、考えています。

〇森戸座長 ほかにありますか。

○鈴木議員 私たちも、前期の素案たたき台の意見というのは、ただ、1行で、年1回は報告すべ

きですという、この1行だけなんですけれども、 ここに至るまでには、様々、会派の中で議論した ということはよく覚えています。

というのは、やはり、議会として報告するとなると、公平公正というところには気を遣わざるを 得ないよねという議論が、随分、これも長時間、 議論した覚えがあります。

先ほど、中山議員からも出たところとも重なるところがありまして、議会としてどうしたのということを報告する、そういう議論があり、結局、これは、開催してみたら、やはり、議会だより以上の報告になっていないねという感想も頂いた中で、それをクリアするために、また更に手間がかかるんだろうなと。工夫が必要である、議会全体の取り組みが必要だろうなということも含めて、実感として捉えているということで、この中にもありますけれども、具体的なイメージの共有ができていないという公明党の当時の意見がありますけれども、全くそのとおりだと思っていて、こういう議論も含めて、結論というか、この時の印象として持っているということです。

○森戸座長 議会としてやる意味というのは、やはり、議決責任に対して、市民にどう説明するのかということが非常に重要なところなのかなと。何でそういう結論になったのかということを、論点を明確にして、市民に伝えていくという、そこが非常に重要になっているのかなとは思うんですね。

多分、栗山町の議会基本条例から、この議会報告会というのは始まったのではないかと思うんですけれども、自治体が、市町村合併が始まって、それぞれのまちや村が身近だったのが、一つの市になって、市役所に行くのも非常に離れて、その地域ごとに区役所なり何なりを作って、出張所みたいなのを作ってやっているわけだけれども、議会はもっと遠くなってきたと。その議会をどう、議会とその合併したところの町民や村民を含めて、

住民とどう幅を縮めていくのかということで、この議会報告会というのが、結構各地でやられてきているんだろうと思うんです。

私たちが最初に行ったのが伊賀市だと思うんで すが、多分、そのときは五十嵐議員もいらっしゃ ったと思うんですが、議会報告会を聞きに行った と思うんですね。あれ、議会報告会だったんです よ。各町ごとにやっていてという話を聞きに行っ たりしていて、ほかの議会報告会も、全体として は、そういう大きな、広範囲の行政範囲になって くる中での一つの手段なのかなと思ってはいます。 ○鈴木議員 今の座長の感想を聞いて、改めて思 うんですけれども、そういえば、総務企画委員会 で松阪市に行ったと。シンポジウムシステムとい うことで、市長が、施策の報告というか、立案す る前の段階で、市民の元に出ていって、そういう ことをやられている。そうすると、そのとき感じ たのは、これは、議会も同じように出ていく必要 があるなと。施策の、それについては、いろいろ、 先日の議会運営委員会の視察でもいろいろな思い を持って帰ってきたわけですけれども、これは、 一方で、議会の側もそういう努力は欠かせないだ ろうなと、それはおっしゃるとおりで、そういう 思いを持って帰ってきたということですね。

〇五十嵐議員 いろいろ、ご意見を聞かせていた だきまして、ありがとうございました。

議会報告会の必要性を否定するつもりはなくて、いろいろな皆さんのご意見を聞いても、そういう場所があってもいいだろうとは思います。ただ、やはり、一つのことをやるには、かなりの時間、準備が必要なので、どうしても、そこにある程度の時間をかけて準備をしていかなければいけないということになると、私は、24人の、個々の議員のそれぞれの議会報告がまずべースなんだろうなと思うんですね。情報の広がりという意味から見ても、それが、やはり、大勢の議員がいるというメリットなんだろうなと思うんです。そこが充実

されるということを、まず、確保した上で、全体 として集まって、議会だよりを補完するわけでは ないですけれども、そういった場面で場所を作る というのは、意味のあることかなとは思っていま す。

ただ、それが、年何回以上とか、そういうことで表現した方がいいのか、やはり、どうしても市民の関心というのは、個別の議員の関心ではなくて、全体のところの関心に集まる傾向もありますので、そういった、市民の期待に答える返し方というか、そういったことも踏まえて、意見の違いをお知らせしていくというか、そのように内容を充実させていく必要があるかなと思いますので、ちょっと、意見として申し上げさせていただきます。

○森戸座長 改革連合としては、意見の違いが分かるような報告ということですね。

前回は、本当に、テーマ別だったんですけれど も、非常に難しかったんですね。請願・陳情も何 十件とある中で、何をピックアップして報告する のかということもあったし、議案などもそうだし、 ごみはごみで、必ずこれは報告しなければならな いということで作ったんですけれども、本来なら、 各委員会の委員のメンバーなり、委員長なりが報 告をしたりしてやっていくとか、そういうやり方 も一つではあるかなと思うんですけれども。この 前、塩尻市がそうでしたよね。塩尻市議会は、意 見を出してもらって、各区ごとに要望とか来るん ですよ。区ごとに5か所ぐらいでやっていて、で も、参加者は5か所で200人ぐらいいるからすご いなと思うんですけれども、そこで出た要望を、 今度は、要望シートにまとめて、それを各課に渡 して、各課はそれに対する回答を議会に渡すとい う、すごいやり方だったんですね。そこまでやる とすごいなと思いますけどね。

○五十嵐議員 さっき、委員長が伊賀市のことを おっしゃいましたけれども、やはり、地方はどこ もそうですけれども、合併で区域が広がっていて、 状況が違うところが一緒のまちになって、同じ、 一つの市にまとまっているという、かなり具体的 な問題を抱えているところが多いので、そういう 意味では、小金井市とはちょっと違う事情がある なと思っていて、やはり、それは、地方はそうな んだけれども、小金井市は小金井市を見てやって いく必要があるだろうなと思います。

○森戸座長 塩尻市とか、広いですよね。だから、 議会に傍聴に来ようなんて言ったら、もしかした ら一泊して来なければいけないかもしれないとい う……、それはないですね。

○鈴木議員 塩尻市の場合もそうですね。地区の 違いというのがすごくあって、そこで出てくる要 望というのも、地区特有の課題をどう捉えている のかという意見が出てくる。それに対して、取り まとめた回答を、また議員自らがそれを書いて、 質問者というか、そこに返していくというやり方 をしていましたよね。そこで非常に手間が、ここ は、議会運営委員会の視察の報告をする、感想を 述べる場所ではないんですが、そういったことも 踏まえて、これは勉強になるなという意味で、い い視察だったんです。

塩尻市も、合併を繰り返してきているから、そ ういうことなんだろうなという感想を踏まえつつ、 小金井市の報告会というのはどうあるべきかとい う議論は深めるべきだろうなということですね。

○片山議員 せっかくなんであれですけれども、 この間、学童保育の説明会とか、給食の説明会と か、いろいろ、説明会はあるわけなんですけれど も、やはり、その場所、場所で結構参加者が違う んですね。ですので、小金井市が、塩尻市とかと 比べるともちろん狭いんですけれども、それでも、 やはり、坂上と坂下の違いもあったり、坂下の人 間から言うと違いがあるなと思ったりするわけな んですけれども、やはり、その学区域ごとに、そ ういう場があったりすると、また参加者も違うだ ろうなと思うんです。萌え木ホールでやるのと、 ここでやるのは、また全然違うだろうなとは思っ たりしているところです。

○森戸座長 そうですよね。やり方なども、栗山町の条例を作った元議会事務局長、中尾さんがおっしゃっていたんですけれども、町会を巻き込んで議会報告会をやっているところもあるという話があって、町会長とか自治会長に申し入れをして、その中で一緒になってやっているところもあるということで、まあ、いろいろなことができるんだなと思って。何か一つの形にするというのは、最初からあまり形にしなくてもいいのかなと。小林議員がおっしゃったように、大体同じ人が毎回来ているというところもあったり、年々、やればやるほど人数が少なくなっていくとか、そういう状況もあるので、本当に効果を出せるものを、毎年知恵を出し合って、一番最良のものをやっていく方がいいのかなと思うんですけれども。

〇片山議員 私は、小金井市の人は、テーマをき ちんと決めれば結構集まってくるのではないかと 思っていて、ごみの説明会なんか特に、たくさん 参加するわけですよ。

それで、学童保育とか給食とかごみの問題だと、それぞれ、参加者が違うなと思っていて、決して同じ人たちが来るのではなくて、いろいろな人たちが、それぞれ来るものですから、そのときに課題になったテーマとして掲げてやったりすると、それぞれに、テーマに沿って人が集まってくるのかなと思うので、だから、議会はただユーストリームで聞いているだけではなくて、傍聴も、ただ聞いているだけになるけれども、議会報告会だと、そこで質問したり、ちょっと意見を言ったりということがあるということだと、集まってくる場合もあるのかなと思ったりします。

○中山議員 視察報告ではないんですが、塩尻市の報告会では、春5地区、秋5地区ということで、 複数回、同一テーマで開催していたり、それから、 開催時間も午前中とか、夜とか、午後とか、お昼とか、時間帯を変えたり、様々な市民の方や、様々な職業や関心のある方に広く門戸を開いているな、つまり、配慮しているなと思ったんですね。これを、例えば、1年に、春に5地区とか、秋

これを、例えば、1年に、春に5地区とか、秋に5地区とか、ここではそうやっていたから、小金井市もというと、大変になるので、例えば、今年は北側でやったんだから、じゃ、来年は南側でやろうとか、今年は東側でやったから、来年は西側でやろうとか、そういうような形で、サイクルに応じてやっていけば、必ずしも、その同一年内に全市域をカバーしなければいけない、全地区をカバーしなければいけないという話でもないのかなと。

先ほど、白井議員などのご意見もありましたけれども、議会が何を議論して、どんなことをやっているか、広く市民の方に知ってもらうという、広報広聴で言うと広報の意味、それから、市民の方が何を考えて、何を要望されているかという広聴の意味を考えると、そういう開催の仕方で無理なくやれば、うまく回るのではないかなとは考えています。

自民党も、別に、議会報告会をやらなければいいとか、そういう考え方ではないんです。公平公正に、きちんと、我々の議会判断が市民の皆さんに誤解を与えないように伝わる。それから、塩尻市の方の意見で一つ、すごく印象的なことがあったんですけれども、行政の代弁者にならないような報告にしたいと。それはそうだと思うんですね。二元代表制だし、議会は、別に行政の仕事をスムーズにやるためにあるわけではありませんので、そういう代弁者にならないような報告。でも、逆に、その議会報告会で広聴の部分、つまり、市民の声を聞く機能を利用してと言ったら変ですけれども、自分たちの意見を押し通すというか、利益誘導的な、そういうことに使われるのもちょっと困るなと思っていて、本当に公平公正にできるの

であれば、そういう運用の仕方というのはいいのではないかなと考えています。

〇森戸座長 ありがとうございます。

○五十嵐議員 よりよいものをというご意見がい ろいろ出たような気がするんですけれども、ここ では、条文として、年1回以上開催すると。以上 といっても、正直なところを言えば、準備を考え ると1回がいいところかなというような気がしな いでもないなという思いもあるんです。

それで、先ほどの話ではないんですけれども、 今年は北側だから、来年は南側とか、そのように 戦略を立ててやろうということになると、また、 準備がかかるかなという思いがあって、年1回と 決めてしまうと、果たして、それに追われること にならないだろうかという不安がちょっとありま して、条文で、一歩下がるようで申し訳ないんだ けれども、年1回開催するよう努めるというよう な条文にしたら、準備がゆっくりできるのではな いかと思いますが、いかがでしょうか。

〇森戸座長 そういうご意見がありますが。

〇中山議員 確かに、それは私も同感なんです。 つまり、前期の議会運営委員会の議論では、議会報告会をやるかやらないかというところで議論していたんですね。やるのだったら、少なくとも年1回になるだろうと。いや、年1回以上やるべきだというご意見もあったんです。全会派一致でまとめるには、では、年1回以上という表記にしておけば、1回はやらなければいけないわけだから、それで開催するという意思を明確にできるのでそうしてみないかということで、落ち着いたような気がするんです。

ただ、やはり、試行的にやったときの経験を考えると、そんなに簡単に準備もできないし、それから、いろいろとリハーサルなどもやるわけですね。リハーサルでうまくいったのに、本番では、ある特定の方が時間をオーバーして、延々としゃべり続けて、時間がなくなったりとか、そういう

こともあったんですが、それは余談としても、結 構、準備に時間がかかるんです。

あと、自民党会派が一番懸念している、公平公 正な報告会づくりを行うためには、やはり、どう いうことを発言するかという原稿を、本当に時間 がない中で、最終チェックできないでいきなりや ってしまったものですから、そういう問題が起こ ったと。となれば、最終原稿までチェックして、 皆さんでコンセンサスを整えるということになれ ば、そんな、1、2週間で準備なんてできないと 思いますよ。それを考えると、それだけの労力、 それから、我々個々に、個人的には報告会もやっ ているということで、ここはちょっと趣旨が違っ てくるかとは思いますが、そういうことを考える と、先ほど五十嵐議員がおっしゃったとおり、努 めるとか、努力規定にして、やらないわけではな いわけですから、そういう方向で落ち着けるのが 一番まとまりやすいのではないかと考えます。

○小林議員 年に1回以上開催すると決まったのは、これは、要は、今、ハンドブックの申し送りとかにはないですよね。議会運営委員会の決定事項になったわけではなくて、あくまでも、たたき台の、とりあえず風呂敷をたたむために入れた落しどころがこれであって、今、前文から一個一個丁寧にやっているように、ここのところは議論していいものだろうということを、後でちょっと確認したいのが一つです。

あとは、開催方法と準備に関してなんですけれども、これは、さっき言ったのとちょっと関連しますけれども、片山議員が言われたように、重要事項を議会として報告しようということでやっていくのであれば、これも確認なんですけれども、一つのテーマで2か所でやったら2回になるんですか。これは2回になるのかどうかというのがあって、要は、やはり、市民の方の声を聞くということで考えると、一つのテーマでいくんだということになれば、2班、3班に分かれて複数箇所で

やる必要性も出るのかなと思っていて、もし、そういうことをやるのだったら、これは必要性に応じてやるわけですから、1年に1回になったり、1年に3か所を1回になったり、1年半に3か所を1回になることもあると思うんですよ。それをずっとやらないということには、当然ならなくて、これを年1回というところに、大きいのか、小さいのかというところであまり縛りをつけるのではなくて、むしろ、逐条解説か何かに、こういう重要な事項に関しては開いていこうというようなことで定まっていくのであれば、私たちは結構、納得できるかなというところもあります。

そういうテーマに応じてやる場合に、議会運営委員会の視察なども経て、自分でいろいろ考えていたところなんですけれども、3分の1ぐらいの時間を使って、こういう議論になって、こうなりましたよと、ここだけはみんなで原稿を決めればいいと思うんです。その先は、自分たちはこう考えて、こう判断しましたというのをばらばら言う。これは、公平も公正もない。時間を決めるとか、他会派のことを言わないとか、そのぐらい決めて、あとはやるようにすると、準備の時間もだいぶ、短くなるのではないかなということも、ちょっと考えながら聞いてきました。

○板倉議員 どういう報告会にするかというのは、小林議員の意見というのは、ある意味では傾聴に値すると思っています。ただ、年に1回というところを、数字を入れずに「努める」とすると、私が懸念するのは、私たちも日常的にいろいろな仕事があって、追われていますよね。年4回の定例会のほかに、閉会中委員会もありますね。そうすると、結局、後見に追いやられてしまうという不安もあるんですね。それは、議会側の論理であって、主役である市民というのが、結局、置き去りにされてしまう可能性があると思っているんです。そうすると、ある程度議会側で縛りをかけておく必要があるのではないかと私は思っていて、だか

ら、年1回以上という規定というのは、ある意味 では、私たちの襟を正す、あるいは、市に対する 責任の言葉として、規定しておいた方がかいいの ではないかと思っているんです。

ずるずる行くような状況を、文言上、許しておいていいのかなという疑問は、市民に対してどうなのかということを、皆さんに考えてもらいたいと思っています。

○斎藤議員 議会基本条例の中身については、私は、議会運営委員会でやるべきだと思っていたので、今まで黙っていたんですけれども、考えてみたら、ここで発言しておかないと影響する可能性があるかなと思って、発言することにしました。

何が公平で何が公正かということなんですね。 この前、試行したように、1人の議員が、その一 つの課題について賛成、反対のことも含めて、議 会全体を語るというのは、無理があるんですよ。 それをやると、一言一句、全部チェックしなけれ ば、全員が賛成できるようなことを公表するとい うことですから、私は、そこに無理がある、準備 がかかると。準備の時間が必要ないというのは、 今、小林議員がおっしゃったような形で、議案説 明というのは、これはもう客観的な説明、これは 必要ですね。そのあとの、各会派の意見というの は、それぞれの会派の人間が、制限時間の中で語 ればいいことで、例えば、複数の議題があったと すれば、会派の人数分の時間になると思いますか ら、大きな会派は、それぞれのところで意見を言 えると思いますよ。

例えば、私たち、1人会派のところは時間が少ないから、例えば、この問題については意見を言わない、賛成、反対だけだと。幾つか、時間をまとめた形で、このポイントを、一番物事を言いたいというところにまとめるなり、それぞれ、短い時間で発言してもいいと思いますけれども、そういうことであれば、時間がかかるとしても、その時間内におさまるだけの自分の意見をまとめると

いうだけですから、これは全く、議員としての準備期間等がたくさんかかってできないというような言い訳には絶対ならないと思いますので、そういうやり方があるとおっしゃっています。

先ほど、試行でやったところについて、私はあまり納得できなかったというのは、そこのところで、それは、議会運営委員会の中でやるということで、どういう形になったのか分からないんですけれども、確かに、ほかの議会報告会も、公平中立にということで、議会全体のことを1人の方が発表するというようなやり方をしていたので、そうされたんだろうと思うんですけれども、私は、そういうやり方ではない方法が幾らでもあると思っていて、事前の準備時間がほとんど必要ない形で、議会報告会というのはできると思いますので、そういう開催の仕方もあるということを、ちょっと、頭に入れて考えていただければと思います。

〇森戸座長 議会報告会の試行についてということで、2012年5月10日の議会運営委員会資料として、最終確定というのがあるんですね。ここに、どのように開催したかという具体的な中身も全部入れているんです。例えば、1人当たり8分とするとか、ちょっと言うと、具体的な報告事項で、施政方針に対する質疑の特徴とか、国民健康保険税、介護保険料の条例改定案についてとか、一般会計予算など、予算関連について、議員提案と一般質問の主な特徴について、請願・陳情の審査結果、重要課題、ごみ処理問題、この6テーマをそれぞれの議員が1人8分で報告するというやり方だったんです。一番最初の配付資料の中に入っていますね。

ここにあるように、意見が分かれている場合は、 討論などを用いて両論を述べるとか、個々人の会派名は言わないとか、参加者へのお願いというのも、かなり、議会と市民との交流の場であるという趣旨を理解していただき、市役所職員、議員の 具体的な名前を挙げての批判、誹謗中傷は控えて いただくこととか、そういうことまで含めて、かなり細かくルール化をしたということなんですね。

だから、公平公正にと言うと非常に難しいところもあって、このやり方だとすごく難しかったと思うんです。各委員会の報告みたいにすれば、もっと単純だったかもしれないんですけれども、何かのテーマを決めて報告するというやり方だったので、非常に時間もかかったし、調整も必要だったかなと思うんですけれども、やり方次第で、負担を軽減してやれる方法もあるかなと。小林議員や斎藤議員がおっしゃったような方法もあるし、中山議員がおっしゃったように、各会派が意見を述べるというやり方もあるし、それは工夫次第だなと思うんですね。

ただ、努めるものにするかどうか、年1回を入れるかどうか。この年1回を入れるかどうかは、かなり議論になったんです。「議会報告会を開くものとする」みたいなことではだめなのかというのがあったんですが、そうなると、1年に1回も開かないことになると。だから、年1回以上というのは入れましょうという流れがあって、1年に何回もできるという議論もあったんですけれども、それはなかなか難しいという議論もあったんですけれども、それはなかなか難しいという議論もあったんですけれども、最大公約数は、最低、年1回だろうと。さっき出たように、それも難しいという声もあると思うんですね。

〇中山議員 あと、やはり、ふだんから思っているのが、例えば、比較的、その意見が市民の方の中でも統一されて、完全に、100%賛成ではないけれども、ほぼ大方の方が納得できるよという議案とか政策については簡単なんですよ。自民党は賛成しましたとか、私は賛成しましたとか。

では、何で、これについてはおまえは反対した んだ、とか、賛成したんだという話になると、実 は、こうこう、こうで、こういう背景があってと、 こう思ったからこうなんですとやると、すごく時 間がかかるんですよ。特に、大方の市民の方が、 一般的に、細かな情報もない、一般的な感覚で、 ちょっとこう……、というような、違うときって、 説明が非常に細かくなるんですね。ですから、朝 の駅頭でも、10秒ぐらいで、一言で、私はこうや りましたなんてできないわけですよ。

ですから、そういうことも考えると、報告の在 り方というのは、ちょっと検討せざるを得ないな というのは、個人的には考えています。

○森戸座長 難しいですよね。だから、参加者からの質問も、文書質問みたいにしたんですよ。そうしないと、小金井市の市民の方は、皆さん、雄弁家の方もたくさんいらっしゃるし、知識もたくさん持っていらっしゃって、止まらない場合もあるかもしれないというのもあって、そこは文書にしようということで、文書にし、感情的にならない、お互いのうまいやり取りができないかなというのはあったんですけどね。

○五十嵐議員 私は、例えば、年1回と決めれば、年1回は何とかしなければいけないということになってきて、最初の年はいろいろ考えてやるでしょうけれども、2年目、3年目となるに従って、去年と同じようにいきましょうと、消化していくだけになってしまうのを懸念するところがあるんですね。ですから、そういう意味では、やるたびごとにちょっとやり方を変えてみるとか、それこそ、アンケートを取るとか、テーマをどうするとか、いろいろやっていかないと、何か、形に追われるというか、そういうことになりかねないなと、ちょっと、いろいろ皆さん、忙しい中でやっているから。

ですから、そういう意味では、あまり年1回と 義務化されてしまうと、そのようになってしまう のではないかと、そういう恐れもあるものですか ら、やっぱり、やるのだったら、毎回毎回、それ こそ担当になった方の創意工夫が反映されていか ないと、マンネリ化するのではないかなと。そし て、飽きられてしまうのが一番困ると思うので、 そういう意味で、形をきちんと当てはめるより、 努めるというのは、やらないということではなく て、やっぱり「努める」、やるという前提の上で 「努める」にした方がいいのではないかなと。い つやるかという時期も含めて、そのようにした方 がいいのではないかなというつもりで、前向きに 「努める」にしたいと思います。

○森戸座長 やるという方向で努めるということ。 ○白井議員 さっきお話があったように、やっぱり、説明責任ということもそうですし、ある意味、広報であり、広聴でありというところで考えると、さっきのアンケートの危機感という話もありましたけれども、こういう状況を考えると、やっぱり、年1回は最低やるべきだと私は思うんですね。

確かに、五十嵐議員がおっしゃったように、マ ンネリ化するというのはあってはならないことで はあると思いますし、やっぱり、ちゃんと、1回 1回ブラッシュアップしていく、そういった見直 しを含めて改善していくという行為は必要だと思 うんですが、確かに、でも、それは、例えば私、 個人的には年4回やるべきだと思っているんです けれども、それは絶対一致しないと思いますので、 年1回以上から始めていいかなと思っているんで すが、年4回やるということであれば、その懸念 は、まさにぴたっと当てはまると思うんですね。 やったと思ったら、また次に準備かみたいな話で、 ブラッシュアップしている暇はないと思います。 ただ、年1回だと、別に、議論を早めから始めれ ば、次の準備というのは、別に前々からできるわ けですから、そんなに懸念するほどではないかな ということと、さっき板倉議員がおっしゃったよ うに、決めておかないとやらないと思います。人 間、やはり、安きにならいますから、そういう形 になっていく恐れはあるかと。やはり、議員とし て市民に説明責任を果たすということを、この議 会基本条例で明記するということが大事だと思い ますので、ここは何とか折れていただければと思

います。

○斎藤議員 私も、年1回は義務規定にするべき だと思っております。

○森戸座長 やるということは一致しているんですよ。年1回以上を入れ込んだ方がいいということと、それから、努めるという規定にするか、義務規定にするかというところが、ちょっと今、意見が分かれているところかなと思っています。

これは、持ち帰って検討するといっても平行線 なんですか。ここでまとめて持ち帰るしかないの かなと。

水上議員、正式に意見を言ってください。

○水上議員 義務規定か努力規定かということで言うと、その真ん中を取ったのが、「するものとする」ということで、前回の議論はここに落ち着いたのではないかと思うんですね。

○中山議員 前回、前期にご参加になっていらっしゃらなかった五十嵐議員のご意見も、今日、お伺いできましたし、それも、やはり尊重すべきだと思うんですね。

それから、実際に規定して、できるのかどうかということも含めて、もちろん、やらなければいけないんですが、無責任にお約束だけしてやらないというのも、それは市民の方に対して失礼になると思うので、現実的なところも含めて、持ち帰って会派で議論したいと思います。

○森戸座長 今、どうしようかと思っているんですけれども、年1回以上が難しいという会派はいらっしゃいますか。自民党はそうですよね。民主党も、年1回以上は難しい。

○鈴木議員 前期の結論というのが、年1回以上 やるべきであると。さっきもお話ししましたけれ ども、やるかやらないかという議論が、まずあっ たと思うんですね。これは確認なんですけれども。 それで、やるのであれば、年1回はやるべきとい うことで、年1回以上という表現に、会派の中で も落ち着いたと思うし、そういう形だったのかな と思うんです。

ただし、やらないという方向では決してなくて、 回数に縛られてしまう、それが形骸化してしまう ということについて、どうかという意見について は、これは、傾聴すべきご意見だと思っているん です。

だから、それが、皆さんで開催するという方向で、前向きに一致するということであれば、努力 規定でもいいのかなと思いますね。

○湯沢議員 先ほど、議会報告会のイメージが湧 かないので、ちょっと、条文に関して、このまま 賛成するのは躊躇があるということを申し上げた んですが、今、いろいろ、皆さんから議会報告会 をやることの意義だとか、また、問題点、これか らマンネリ化していく恐れがあるとか、そうした 懸念もいろいろお伺いして、今、私が思うところ というのは、やはり、議会報告会をやるというの は入れてもいいだろうと。ただ、この段階で、年 1回以上という具体的な数字まで入れてしまうほ ど、まだそこまではイメージは湧いていないなと いうところがあります。マンネリ化するとか、大 体、同じ人ばかり来るようになってしまうという 意見があったんですけれども、今、具体的なイメ ージが湧かない中での私の考え方としては、キー ワードは重要課題かなということがあるんです。 市民が皆さん興味を持つような重要課題、そして、 私たち議員が、一人ひとり必ず、それに対して明 確な意見を持つような課題については、これは、 もちろん議会報告会をやっていかないといけない と思うんです。ただ、そういった明確なテーマが ないまま、必ず年1回やらなければいけないと追 われていくというのはどうなのかと思うところが ありまして、今のところは、明確な回数までを入 れずに、議会報告会をするものとするという形に して、やっていく中で、試行錯誤したり、いろい ろ経験を積んで、その上で、年1回やるというこ とであれば、その時点で、この具体的な回数を入

れていけばいいのかなと、そのように考えました。 〇中山議員 湯沢議員が今、そのようにご意見を 述べられました。それで、自民党としては、今後 の議論されるべき、それは議会運営委員会の場か どこか分かりませんが、その議会報告会をどうい う形でやっていくのか。公平・公正な報告会にで きるようにするためには、どうしていくかという、 そこの運用部分、ここら辺の議論も進めていかな いと、やるという方向性はもちろん変わっていな いんですが、そういった議論も必要だということ

あと、陳情に関しては、前期の話でありますので、また、新しいメンバーで議論して、いろいろと議論していった方がいいのではないかなと。

は、コメントしておきたいと思います。

○森戸座長 すみません、陳情の件なんですけれども、これは議会基本条例の制定に向けて、議会報告会の具体的な位置付けを求める陳情書というのは、全会派一致で採択しているんですね。中身は何かというと、条例において、議会報告会の開催を明確に、具体的に位置付けてください。例えば、「開催することができる」といったような、いわゆるできる規定、努力規定のあいまいな表現ではなく、「開催するものとする」「行うものとする」といった義務規定にしてくださいという、これを、私たちは全会派一致で採択しています。新しい改選議会になったからといって、この議会の意思は変わるわけではないんですね。この意思は、やはり、継続しています。それは継続しているんですよ。

だから、五十嵐議員、私も今見て、改めて思ったんですが、五十嵐議員から、努力規定ということなんですが、この意思というか、議会の意思はこういうことだよと。だから、改選されたから意思が変わるということにはならないはずだと思うんです。

○宮下議員 ここはすごく大事なところだと思う んですけれども、改選されたという事実はあって、 そこで、一定の人数の議員が入れ替わっているという事実もあるわけで、かといって、全員が入れ替わったわけではないという事実もあります。だから、そこのところは、まるきりそのままの、改選を経ないままでの陳情の扱いと、改正を経て議員が入れ替わっているという中での扱い方とでは、若干、そこは意味合いが変わってくるかなというのは感じています。

だから、私も今、座長がおっしゃっていること は否定はしませんが、100%肯定するというのも どうかなと、それだけ思っています。

○五十嵐議員 そこの意思で決まったものがずっと継続されていくというのは分かるんですけれども、ただ、そこに参加していない私が、今、ここでそこを求められているわけですよね、意見としてどうするかということで。そういう意味では、そこには参加していなかったわけだから、今、自分の意見を表明するというのは、別に私、全然問題ないと思っているんですが。

○森戸座長 それは問題ないです。意見を表明されるのは問題はないんですけれども、一応、そういう意思の決定はされているということなんです。だから、例えば、ほかの意見書や決議でも、いろいろな決議があります。例えば、ごみ問題だって決議があります。自分はこの意見と違うけれども、加わっていなかったから、この意思は変わるんだということだとしたら、新たな議決をしなければいけないと思うんです。新たな議決なり、新たな合意形成の中で、一定の結論を出さなければいけないと思うんですが。

○五十嵐議員 それは分かります。だから、そういう意味では、今が、新たに、ここをどうするかということを問われているわけだから、議決に参加した皆さんが、いや、意思は変わらないんだということであればそうでしょうし、参加していない私が、別の意思を言っても、別に意思表明は問題ないと思いますし、今、そこを決めなければい

けない場面だということなんだと思うんです。

○森戸座長 そういうことですね。ただ、今、言ったような文言があると。これは、議会が採決をしているよ、意思決定をしているということは踏まえて、どうするかということなんですが、この意思決定があったとしても、五十嵐議員としては、努力規定にしたいということであるということですね。

その辺りの意思決定の問題なんですけれども、 だとしたら、ある程度、意思決定がまた必要なの ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

O加藤議会事務局長 今のところなんですけれど も、小金井市議会におきましては、いわゆる会議 規則の中に、請願と陳情に関する処理のことが書 かれております。陳情書の処理については、会議 規則第94条のところに、議長は、陳情またはこれ に類するもので、その内容が請願に適合するもの は、請願書の例により処理するものとするという ことが書かれておりまして、要は、小金井市議会 におきましては、陳情書の処理は請願書の例によ り処理をするということが、ここに明確に書かれ ております。

では、一般的に、請願書の採択、不採択の効果に関する解説書を読みますと、いわゆる行政実例として、議会で請願を採択した場合の効果であるが、行政処分のように直接的効果を生じることはなく、実効性を伴うものではないと。これは、一般的に皆さんもご存じだと思うんですね。そういうことで、送付されたものはそういうことなんです。

そのあとの、ただ、というところなんですが、 議会自らが行い得るものについては、速やかに必 要な措置を取るべき政治的、道義的な責務がある という書き方をしてあって、これは多分、この採 択、不採択に関する解釈の部分だと思うんですね。 会議規則その他で、こういうことは一切書いてあ りません。ですけれども、そういう解釈があると いうことは解説本にはあります。

ですので、先ほど座長が言っていただいたところの部分では、多分、その部分をおっしゃっていただいたんだと思いますが、そういうような解釈があるというのは事実でございます。

○小林議員 ちょっと、変なことを聞きますけれども、私が、最初に聞いた、簡易採決になったのが、ハンドブックか何かにありますかと聞いたら、多分、今の解釈から言ったら、全会一致になった瞬間に、会派か何かで、その処理を決めて、対応を決めて、どこかに落とし込んでいけば、改選された人も、それに準じて対応していくというのがよく分かったなと、自分の中ではそう思ったんですけれども、今回、簡易だったんですけれども、そのとき採決に加わっていなかった人とか、例えば、過半数ぎりぎりで通ったときに反対した人というのは、その対応というのは関係ないということなんですか。採決されたからみんなでやるんだということなんですか。

○加藤議会事務局長 基本的には、議会が採決を 行うということは、議会として、そういう結果に なったということに、当然なりますので、ちなみ に、今、申し上げた、この陳情のときには、簡易 採決ではありますけれども、欠席議員で、当時の 青木議員が欠席されていたみたいですけれども、 基本的には、議会として、要は採択をしたという ことであれば、それは、賛成、反対にかかわらず、 議会としての意思でこの陳情を採択して、それが 議会の意思だという形にはなります。

○森戸座長 したがって、この議決の責任というのは、議決に加わっていなくても、議会全体の責任が継続はしているわけですよね。ですから、その責任を持って対応をすると。この採択をしたときには、多分、この陳情者には、こうこう、こういうことで採択されましたという文書が行っているし、これに基づいて、議会基本条例の中身も、義務規定というか、「ものとする」規定にしたと

いうことがあると思うので、もちろん、議会運営委員会で確認したのかとか、そういうことはしていないんですけれども、この結論は、この条例の中にあらわれているということだと思うんですね。 〇中山議員 内容はよく分かりました。ただ、その議会報告会に関しては、やはり、全会一致の議論の中で、どのようにやっていくかというところを議論していかないと、それが前提でやっていく方向で了承しているわけですから、そこの議論は、やはり必要になってくると思うんですね。ですから、これは、開催も含めて、議会報告会を今後、どうやっていくかということを、やはり、どこかの場で協議していただかないと、自民党としてはちょっと困るかなという意見は申し上げておきます。

○斎藤議員 これで、議会としての意思が変わっていないということが、今、確認されました。ほかの議会では、例として、年、何回ぐらいやっているのか、条例の中でどのように決められて、どのように実施されているか、何か資料があれば、議会事務局もしくは委員の代表者の皆さんに、知っていれば教えていただきたいんですけれども。どこの議会では、こんな形で、年1回やっていますとか、2回やっていますとか。

○中山議員 今、斎藤議員がおっしゃった、議会の意思が変わっていないというのは、ちょっと、私、まだ理解できていないんですけれども、五十嵐議員は違うご意見を述べられていますし、湯沢議員もそうですし、どの点で一致しているかというのは、やはり、これは議論の余地があるのではないかと思いますけれども。

○森戸座長 だから、どこで一致しているかというのはあるし、内容はどうするかというのは、これから、更に深めていく必要があると思うんですけれども、議会基本条例の条文として、義務規定にするか、努力規定にするか、ここは、やはり、改選された後でも、この採決意思は続いている、

継続しているということからすれば、これを実行する責任はまだ継続しているということだと思うので、そこは、確認していただきたいなと。内容は、中山議員がおっしゃるように、いろいろと、もっと議論していく必要があると思っているんです。あと、年1回にするのか、何も書かないのか、そこの議論はあると思うんですけれども、そこは大丈夫ですか。

〇中山議員 座長の整理でよく分かりました。自 民党は、少なくとも、繰り返すようですけれども、 条件があって、それに合致しなければ同意できな いということですので。

○飯田議会事務局次長 各市の、議会報告会の回数については、今、資料を持ってまいりますので、後でご報告させていただきます。

各市のこの議会報告会について、条文について どのように書いているかというところを幾つか見 ますと、やはり、回数までは書いていないところ が多いと思うんですね。義務規定にしろ、努力規 定にしろ、何回というようなことまでは、やはり、 規則なりほかの申し合わせとかの方に委ねていて、 回数まで規定しているところはちょっと見当たら ないというところでございます。例えば、立川市 の例などにつきましては、ちょっと読み上げさせ ていただきますけれども、議会は、説明責任を果 たすとともに、市民の多様な意見を的確に把握す るため、議会及び市民が情報及び意見を交換する 機会を多様に設けることができるというような規 定で、議会報告会という言葉も規定していなくて、 逐条解説の方で書いてありますが、何回というよ うなところまでは規定していないところでござい ます。

それから、多摩市の例なんですけれども、第5 条第3項のところで、議会は、市民の多様な意見 を把握し、意思決定に反映させるため、次に掲げ る方法のうち、事案に応じて必要なものを用いる ものとしますという形で、(1)として、議会報 告会及び意見交換会の実施に、パブリックコメントの実施、3、アンケート調査等の実施という形で、そういったことができるとか、あるいは、やるものとするという規定は設けながらも、回数までは、やはり、条文に設けている市というのは、なかなか見当たらないのかなとは思っております。 〇五十嵐議員 すみません、座長のさっきの発言なので、確認なんですけれども、陳情は、義務規定になっていると。それで、全会一致で採択した

〇森戸座長 回数は書いていないです。

○五十嵐議員 必ず開催するということを、やる んだということを決めただけです。

と。でも、そこは、回数は書いていないんですね。

○森戸座長 年1回か4回か、何も規定しないかというところは、意見が分かれたんですよ。でも、最低、年1回は、やろうというのはみんな一致しているんだから、最低、年1回は何とかしようというところは、大枠の合意はできたのではないかと思うんですけれども、それぞれ意見は、温度差はあったと思います。そこだけなんです。義務規定にしてほしいということは、陳情で採択したということです。

〇白井議員 小平市の議会基本条例を見ると、回数が書いていまして、議会報告会を、毎年2回以上行うものとするというのがあります。参考程度に、

〇森戸座長 小平市は2回以上。

○五十嵐議員 そうすると、私が、先ほど主張した、努めるというのはなかなか難しいという、今までの話の流れからそういう意見は言ったんですけれども、なかなか、若干情勢として難しいということであれば、年1回以上というのを削除してほしいということは、まだ可能性としてあるということですか。

〇森戸座長 皆さんで議論して。

○五十嵐議員 可能性はあるということですね。 では、それでよろしくお願いします。 ○片山議員 24陳情第41号の陳情は、開催数だと思うんですね。こちらも、簡易で採決されているはずなんですけれども。

○森戸座長 年に1回ではなく、開催回数を増やしてください。これは、全会一致の採択でしたか。(「簡易採決で採択でした」と呼ぶ者あり)これも簡易で。すみません、全会一致ですね。議会報告会の開催回数増と内容の充実を求める陳情書、制定に向けて作業が進んでいる議会基本条例に議会報告会の開催を明記してください。(2)年に1回ではなく、開催回数を増やしてください。

(3) 参加者を更に拡大できるよう、広報宣伝を 充実させてください。既に、萌え木ホールが満員 になる参加者を得ておりますので、会場の選択に もご留意ください。(4) 今後の開催に当たって は、例えば、テーマを決めての開催、委員会ごと の開催、参加者との柔軟なコミュニケーション、 パワーポイントや動画も活用しての報告などの工 夫を講じてください。これが全会一致です。

ただ、全会一致だけれども、多分、この年に1 回ではなく、開催回数を増やしてくださいという ところは、いろいろな意見が出たのではないかな と思うんですね。

○片山議員 みどり・市民ネットの方では、毎定 例会後という形で意見が出たと思いますけれども、 そういった意見もありながら、では、年1回以上 ということで落ち着いたんだと思います。

○森戸座長 だから、毎回というのは難しいよという意見もあってだと思うんです。だから、これは採択されているんだけれども、ここの開催回数については、いろいろな意見がある中での大枠の採択だったと思っているんですけどね。

〇片山議員 ですから、年1回以下にはなれない ということだと思います。

〇森戸座長 だから、うたわないということには ならないというのが、片山議員のご意見。

〇中山議員 後で、私も議事録を調べておきたい

と思うんですけれども、基本的に、議会報告会というのは、自民党会派は、もう何度も主張しているように、この、自分たちの条件に合致した内容でということだったと思うので、確か、意見を申し上げていたような記憶があるんですね。ですから、それを前提だということをご了解いただければと思います。

○飯田議会事務局次長 平成25年7月に、練馬区 で調査した結果を、議会運営委員会にもご報告し ているところでございますけれども、例えば、八 王子市では、まだ議会基本条例が本実施されてい ないために、そのときは、議会基本条例策定特別 委員会の活動として、平成25年度は実施している というところでございます。立川市は、1回、平 成24年に行っていましたけれども、平成25年は未 定という状況でございました。武蔵野市は、条例 自体を制定しておりませんでしたけれども、武蔵 野市は、各常任委員会や特別委員会で、懇談会を 不定期に開催しているということでございます。 それから、調布市は、平成25年5月に、1回開催 しております。町田市でございますが、常任委員 会で、各団体の求めに応じて開催することがある ということですね。それと、国立市では、平成25 年4月に、1回実施しております。東大和市では、 平成24年7月と平成25年4月に1回ずつ開催して おります。多摩市につきましては、平成22年、平 成23年と1回ずつ開催し、平成24年は2回、開催 しているんですが、平成25年は1回という形で、 回数もいろいろなのかもしれませんが、そういっ た状況でございます。

○斎藤議員 お調べいただきましてありがとうございました。

今、過去に採択された陳情書、その内容、いろいろ、ご意見があったにしろ、また、自民党のご意見があったにしろ、基本的には、議会報告会もやるということで、これで、その年度に開催しなくてもいいということにはならないですよね。で

すから、せめて1回以上やるというような文言は、 私は、入れるべきではないかと思います。

○森戸座長 年に1回以上は入れるべきだという 斎藤議員のご意見と、割れています。

ちょっと休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時40分開議

〇森戸座長 再開いたします。

そうしましたら、先ほどの、第8条の議会報告会については、24陳情第41号、また、24陳情第51号で一定、規定をしています。24陳情第41号の方は全会一致で採択をしていますが、議会報告会の開催回数については不一致だったと。しかし、年1回以上開催するということで、委員長の意見を付して採択されているということから、議会の一定の責任はあると思っています。

それから、もう一つの陳情の24陳情第51号の方 も、これは、努力規定などにせず、義務規定にし てほしいということを、これは全会一致で採択し ておりますので、ここについても、議会の意思、 責任が問われてくると思っています。

伺ったところ、非常に拮抗しておりますが、この議会の意思についても、踏まえた上で、どう判断するか、それぞれの会派でご判断をお願いしたいしということですね。

持ち帰っていただくということで、よろしいですか。

この第8条第1項については、3月19日までに 回答を出していただきたいと思っています。3月 27日が、次回の代表者会議なので、ちょっと、ま とめたりいろいろありますので、3月19日をめど に提出をお願いしたいということです。

それでは、よろしいですか。

では、次に、第6条であります。請願、陳情を 含めて、どのように文面を作るかということで、 皆さんのご意見を改めて、ユーストリームなどで 見てまとめました。私の聞き方が間違っていたら 申し訳ないんですが、ちょっと読み上げます。

第6条、議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、必要に応じて、 市民の意見を聞く機会を設けるものとする。

- 2、議会は、請願・陳情について、市民からの 政策提案として、誠実に審査するものとする。
- (1)議会は、請願・陳情の審査に当たって、 必要に応じて市民の意見を聞く機会を設ける。
- (2) 議会は、請願・陳情の代表者、または、 これに変わる請願・陳情者から申し入れがあった 場合は、その趣旨について陳述する機会を設けな ければならない。
- (3) 議会は、条例等の政策提案をするに当たって、関係者等の懇談などの手段により、意見を聞く機会を設けるよう努めるものとするということであります。

皆さんのご議論を聞いて、第2項の、誠実にということについては、これまでの市議会の努力の内容を、逐条解説などで紹介し、述べたらどうかというご意見がありました。

また、第3項について、基本は、議会の提案権を侵さないことが前提であると。議会はという場合には、大方か、もしくは全会一致の条例が提案されたものを対象とする。会派で提案されたものとは区別する。会派も、意見を聞くことができる。議会全体の合意で、市民の意見を聞くように努めるということで、パブリックコメント、市民との懇談会。意見を聞く段階は、素案の段階の場合もあり、上程後の段階の場合もあると。会派が提案する場合にも、全体が一致して可決する見込みがあるものに関して、途中でもパブリックコメントや市民との懇談会の開催を実施することができるということが、主に話し合われて、合意形成された内容なのかなと思っております。

それで、今日、もう時間もありませんので、これも持ち帰っていただいていいかどうかのご検討

をお願いできないかということです。これも、3 月19日を締切にしたいと思っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

この第6条について、今、聞いておきたいとかいうことがあれば、ちょっとご意見をいただければと思います。

〇片山議員 一番最後の文章なんですが、途中で もパブリックコメント、途中でもという意味が、 よく分からないんですが。

すみません、これは、審議の途中でもという、 上程後ですね。

○中山議員 ちょっと申し訳ございません。私の 方が理解できていないので、お尋ねしたいんです けれども、この第6条の、座長再提案というのは、 どういう経緯でしたか。第2班の斎藤議員が班長 のやつで議論したのを受けて立つということか。

○森戸座長 公聴会と参考人制度の問題とは別なんですね。

〇中山議員 分かりました。では、この再提案に 関して、各会派でどういう意見があるかというこ とですか。

○森戸座長 そうですね。請願・陳情を分けた方がいいというご意見があったのと、それと、パブリックコメントについては、様々な意見が出されたと思うんですね。それで、最初は、懇談・パブリックコメントなどと書いてあったんですが、そこはまとめた方がいいとか、ここもいろいろな意見があったので、訂正したという形なんですけれども。

逐条解説に回るような話かなと思っているんで すけれども。

○片山議員 お持ち帰りいただくんですよね。第 2項についての、誠実になんですけれども、これ までの市議会の努力の内容というのが、逐条解説 に書くのであれば、ちょっと書いていただきたい ので。皆さんから書いていただけるといいなと思 います。 **〇森戸座長** 前回、いろいろと出たものがあると 思うので、例えば、陳情の採決結果の報告を出す とか、そういうことを含めてです。

○斎藤議員 持ち帰って、意見を表明すればいいんでしょうけれども、第2項の第2号の(2)のところで、請願・陳情代表者またはこれに代わる請願・陳情者からというのを、請願・陳情代表者等ぐらいでくくれなかったんですか。何かちょっと、繰り返しになっているので。

○森戸座長 そうですね。これは、規定に基づいて書いたと。(「申し合わせですね」と呼ぶ者あり)申し合わせがこうなっていて、ただ、これを変えた方がいいということであれば、申し合わせを変えるということもあると思うんです。意見で言ってもらっていいと思うんですが、例えば、最初、私は、請願・陳情の提出者はとしていたんですけれども、そうすると、提出者はとしていたんですけれども、提出者は何人でもできるのかという話にもなるかなという意見もあって、このように直したんですが、それは、意見で是非、もっといい案があれば出していただければと思います。それで、ハンドブックを変えることはあるということですね。

ほかにありますか。

では、よろしいですか。議会開会中でありましたけれども、皆さんのご協力でここまで進むことができました。ありがとうございました。

それで、次回は3月27日ですので、是非、締切 をお忘れなく、よろしくお願いいたします。

その他で、皆さんから何かありますか。

よろしいですか。それでは、以上で議会基本条 例策定代表者会議を終了いたします。お疲れさま でした。

午後4時51分閉会